

人事委員会年報

令和7年度
(令和8年4月1日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	令和7年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	2
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	2
(2)	審議事項	4
3	条例案等に対する意見	9
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	11
5	委員会の調査活動	18
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組 織	19
(2)	事務分掌	19
(3)	事務局職員の配置	20
(4)	事務局職員一覧表	21
(5)	予 算	22
(6)	主な行事・業務	23
(7)	諸会議等	26
2	任用関係事務	
(1)	概況	31
(2)	採用試験の実施状況	32
(3)	選考による採用及び昇任	40
(4)	採用選考の実施状況	41
3	給与関係事務	
(1)	令和7年の給与等の報告及び勧告	42
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	56
(3)	職員の状況	57
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	63
(2)	懲戒処分の状況	64
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	65
(2)	職員苦情相談	67
(3)	職員団体関係	68
(4)	労働基準監督関係	69
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	70
(6)	退職管理関係	70
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	71
(2)	級別職務区分表	73
(3)	給料の特別調整額	97
(4)	職員の昇格実施基準	105
(5)	管理職員等の範囲	106
(6)	登録職員団体一覧	116
(7)	号別区分表	117
(8)	市町村等公平事務受託状況一覧	118

第1 令和7年度における人事委員会の活動概要

令和7年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会5回の計27回開催し、138案件について審議を行った。

また、現場調査活動として、現場職員の声を聴く会を3公所で開催したほか、県議会からの求めに応じて、条例案10件に対する意見を回答した。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）及び警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数は1,191人で前年度（1,232人）より41人減少、受験者総数は958人で前年度（950人）より8人増加した。最終合格者の受験者に対する平均倍率は2.3倍で、前年度より0.2ポイント下回った。

上記試験のほか、障がい者を対象とした採用選考、警察官（武道指導）採用選考及び県職員（教育行政職）採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、令和7年10月17日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、民間給与との較差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置きつつ給料表全体を上げたほか、期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げること（期末手当0.025月分、勤勉手当0.025月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、人材育成及び活躍推進、仕事と生活の両立支援、長時間勤務の解消等、ハラスメント防止対策、心身の健康増進について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての審査請求事案は、令和6年度に受理した2件、令和7年度に受理した2件、計4件のうち、2件を裁決し、令和7年度末の係属件数は2件である。

職員苦情相談については、受理件数が79件となり、前年度（88件）より9件減少した。

再就職者による現職職員への依頼等の規制関係については、令和7年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。

なお、受託市町村等は令和8年4月1日現在で、13市15町4村、18一部事務組合、3広域連合の合計53団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

人 事 委 員 会

第2 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

職名	氏名	委員(長)就任期間(任期)	備考
委員長	渡辺 正和	令和4.7.19～令和8.7.18	弁護士 委員長就任 令和4.7.19
委員 (委員長 職務代理者)	藤澤 敦子	令和3.7.17～令和7.7.16 令和7.7.17～令和11.7.16	元県職員
委員	早川 智子	令和5.7.3～令和9.7.2	会社役員

2 人事委員会会議

令和7年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会5回の計27回開催し、138案件について審議を行った。

月別の開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		2				3					5		1	7
5	2					1	1	1				3			7
6	1					1				1		2			4
7	1											0		1	2
8	2		2			2						4		2	3
9	2	2	1									1		4	3
10	2	2					2	2	1			5		2	4
11	2					2				1		3		2	5
12	2		7									7		1	2
1	2		1			2	1	2				6		2	4
2	2						2	5				7		1	1
3	2	1	16	3		5		2				26		4	7
計	22	5	29	3	0	13	9	12	1	2	0	69	0	20	49

〔過去3年間の開催状況〕

年度別	開催回数		議 案 件 数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
R6	22	6	29	3	0	15	12	13	1	1	0	74	0	22	48
R5	22	6	19	2	0	16	8	10	1	3	1	60	1	13	52
R4	22	7	41	6	0	11	16	12	1	3	1	91	2	26	51

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	7.4.10 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6人委（審）第1号事案に係る審理を委任する者の変更について 2 6人委（審）第2号事案に係る審理を委任する者の変更について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度岩手県職員採用I種試験アピール試験型先行実施枠の申込状況について 2 令和7年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 3 令和7年度岩手県職員等採用選考の実施について
2	7.4.24 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 2 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 不利益処分についての審査請求の裁決に係る再審査請求について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求の裁決書案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度採用候補者名簿からの採用状況について 2 令和7年度労働基準及び労働安全衛生の状況に関する事業場調査の実施について 3 令和7年職種別民間給与実態調査の実施概要について 4 令和6年度における懲戒処分及び分限処分の状況について
3	7.5.15 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求の裁決について 2 特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給に係る申請を承認することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の実施状況について 2 令和7年度岩手県警察官A採用試験（第1回）第1次試験の実施状況について 3 関係労働団体からの要請について 4 職員からの苦情相談の状況について
4	7.5.29 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度岩手県職員採用I種候補者名簿（アピール型先行枠）を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度岩手県職員採用I種試験（通常枠）の申込状況について 2 令和7年度岩手県職員採用選考（障がい者）の実施について 3 行政文書開示請求に係る対応について
5	7.6.25 (水) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について 2 令和7年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度岩手県職員採用I種試験（専門試験型及びアピール試験型通常枠）第1次試験の実施状況について 2 令和7年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について 3 令和6年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について 4 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について

6	7.7.17 (木) 定例	協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 令和7年度岩手県職員採用I種試験(専門試験型)一般行政A第2次試験の実施状況について 2 令和7年6月県議会定例会の状況について
7	7.8.7 (木) 定例	議案 1 令和7年度岩手県職員採用I種候補者名簿(一般行政A)を確定することについて 2 令和7年度岩手県職員採用I種候補者名簿(一般行政Aを除く)を確定することについて 協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について
8	7.8.21 (木) 定例	議案 1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 2 職員の育児休業に関する規則の一部改正について 協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 令和7年度岩手県職員採用II種・III種試験の申込状況について 2 令和7年度岩手県警察官A採用試験(2回目)及び警察官Bの申込状況について 3 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について
9	7.9.5 (金) 臨時	協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 令和7年度岩手県職員(教育行政職)採用選考の実施結果について 2 関係労働団体からの要請について
10	7.9.11 (木) 定例	協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について
11	7.9.18 (木) 臨時	協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について
12	7.9.26 (金) 定例	議案 1 通勤手当に関する規則の一部改正について 協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について
13	7.10.2 (木) 臨時	議案 1 条件付採用の延長承認申請に係る専決処理に関し承認を求めることについて 協議事項 1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について

14	7.10.9 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 一般職の任期付職員の採用について</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について</p> <p>2 関係労働団体からの要請について</p>
15	7.10.17 (金) 臨時	<p>議案</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
16	7.10.30 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>2 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和7年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官A(2回目)・警察官B採用試験第1次試験の実施状況について</p>
17	7.11.20 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 令和7年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和7年度事業場調査結果等に基づく指導方針について</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和6年度上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員に係る要因の整理、分析及び検証等について</p> <p>2 関係団体からの要請について</p>
18	7.11.27 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 令和7年度岩手県警察官採用候補者名簿(警察官A、警察官B)を確定させることについて</p> <p>2 条例案に対する意見について</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和8年度岩手県職員等採用試験実施方法の見直しについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和7年度岩手県警察官(武道指導(高卒程度))採用選考の実施結果について</p> <p>2 採用1～3年目の職員を対象としたアンケート調査結果について</p> <p>3 解雇予告除外認定について</p>
19	7.12.10 (水) 定例	<p>協議事項</p> <p>1 給与改定等に関する規則改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について</p>
20	7.12.19 (金) 定例	<p>議案</p> <p>1 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>2 通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>3 特勤手当等に関する規則の一部改正について</p> <p>4 宿日直手当に関する規則の一部改正について</p> <p>5 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p>

		6 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について 7 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 報告事項 1 令和7年12月県議会定例会の状況について
21	8.1.8 (木) 定例	議案 1 条例案に対する意見の専決処理に関し承認を求めることについて 2 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に係る専決処理に関し承認を求めることについて 協議事項 1 不利益処分についての審査請求の裁決方針及び裁決書案について 報告事項 1 令和7年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について 2 令和7年12月県議会臨時会の状況について
22	8.1.29 (木) 定例	議案 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 令和8年度岩手県職員採用I種試験（アピール試験型）の実施について 3 令和8年度岩手県警察官A採用試験の実施及び警視総監との警察官A採用試験の第一次試験の共同実施について 4 不利益処分についての審査請求の裁決について 協議事項 1 岩手県教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について 報告事項 1 令和7年都道府県人事委員会勧告等のまとめについて 2 公務員の給与の状況について
23	8.2.12 (木) 定例	議案 1 職員の選考による採用について 協議事項 1 岩手県職員採用II種試験における技術系職種試験の新設について 報告事項 1 令和8年度組織改編の概要について
24	8.2.25 (水) 定例	議案 1 職員の選考による採用について 2 職員の選考による採用について 3 職員の勤務延長の期限の延長について 4 一般職の任期付職員の採用について 5 不利益処分についての審査請求の受理について 6 議案第5号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について
25	8.3.12 (木) 定例	議案 1 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について 協議事項 1 給与関係の規則改正について 2 級別職務区分表の改正及び職員の職務の級の決定について 報告事項 1 令和7年度事業場調査の実施結果について

		2 苦情相談に係る対応について
26	8. 3. 17 (火) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型）の実施について 2 令和8年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について 3 令和8年度岩手県職員採用Ⅲ種試験実施について 4 令和8年度岩手県警察官A採用試験の実施及び警視総監との警察官採用試験の第1次試験の共同実施に関する実施要領の一部改正について 5 令和8年度岩手県警察官B採用試験の実施及び警視総監との警察官採用試験の第1次試験の共同実施に関する実施要領の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与関係等の規則改正について
27	8. 3. 24 (火) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について 4 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 5 地域手当に関する規則の一部改正について 6 通勤手当に関する規則の一部改正について 7 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 8 特勤手当に関する規則の一部改正について 9 へき地手当等に関する規則の一部改正について 10 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 11 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 12 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について 13 岩手県人事委員会許可等標準処理日数規程の一部改正について 14 級別職務区分表の告示の一部改正について 15 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 16 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 17 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 18 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 19 職員の任用に関する規則の一部改正について 20 事務局職員の人事について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サイバーセキュリティを確保するための方針について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務局職員の人事について 2 令和8年度岩手県職員Ⅰ種採用試験（アピール試験型春試験）の申込状況について 3 級別職務区分表の改正及び職員の職務の級の決定について 4 苦情相談に係る対応について 5 令和8年2月県議会定例会の状況について

3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年 月 日	件 名	内 容	意 見
7. 6. 26	職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部 を改正する条例(議案第3 号)	育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律の一部改正に伴い、国 の例に準じて職員から妊娠又は 出産等についての申出があった 場合において任命権者が講じな ければならない措置を定める等 所要の改正をしようとするもの。	令和7年6月19日付け議 第46号により意見を求め られた下記条例案につい ては、適当なもの認めら れます。
	職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する 条例(附則第3項及び第4 項を除く。)(議案第4号)	育児・介護休業法の一部改正に 伴い、国の例に準じて1日につき 2時間を超えない範囲内で請求 する部分休業の承認の要件を緩和 し、及び地方公務員の育児休業 等に関する法律の一部改正に伴 い1年につき上限時間を超えない 範囲内で請求する部分休業の 上限時間を定める等所要の改正 をしようとするもの。	
7. 12. 3	一般職の任期付職員の採 用等に関する条例の一部 を改正する条例(議案第11 号)	人事委員会勧告に鑑み、特定任 期付職員の給料月額並びに期末 手当及び勤勉手当の支給割合を 改定しようとするもの。	令和7年11月26日付け議 第146号により意見を求め られた下記条例案につい ては、適当なもの認めら れます。
	一般職の任期付研究員の 採用等に関する条例の一 部を改正する条例(議案第 12号)	人事委員会勧告に鑑み、任期付 研究員の給料月額及び期末手当 の支給割合を改定しようとする もの。	
	一般職の職員の給与に関 する条例の一部を改正す る条例(議案第13号)	人事委員会勧告に鑑み、一般職 の職員の給料月額、初任給調整手 当、通勤手当及び宿日直手当の支 給限度額、期末手当及び勤勉手当 の支給割合並びに義務教育等教 員特別手当の支給限度額を改定 し、並びに通勤手当の支給範囲を 拡大し、並びに教育公務員特例法 の一部改正に伴い義務教育等教 員特別手当に係る校務の種類を 定める等所要の改正をしよう とするもの。	

	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(議案第14号)	高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じ、及び多学年学級担当手当を廃止しようとするものであること。	
	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(議案第15号)	諸般の情勢に鑑み、会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするもの。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(議案第22号)	人事委員会勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当及び宿日直手当の支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の支給限度額を改定し、並びに通勤手当の支給範囲を拡大し、並びに教育公務員特例法の一部改正に伴い義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める等所要の改正をしようとするもの。	
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(議案第23号)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえ、教職調整額の基準となる額の段階的な引上げ及び指導改善研修被認定者を支給対象から除外することについて定めようとするもの。	
7.12.23	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(議案第8号)	危険鳥獣捕獲等手当を新設し、及び刑事作業手当の支給範囲を拡大しようとするものであること。	令和7年12月23日付け議案第180号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。

4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

令和7年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
7.4.30 規則第21号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7.6.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
7.5.9 規則第22号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7.5.9	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
7.8.29 規則第23号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	7.10.1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
7.8.29 規則第24号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7.10.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び人事院規則の一部改正に伴い、国の例に準じて、所要の改正を行った。
7.9.30 規則第25号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	7.10.1	地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
7.12.23 規則第26号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	8.1.1	交通用具使用者に係る通勤手当について、距離区分及び支給月額を引き上げる改正を行った。
7.12.23 規則第27号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	7.4.1	医師等に係る初任給調整手当の支給月額を引き上げる改正を行った。
7.12.23 規則第28号	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	7.4.1	宿日直手当の額を引き上げる改正を行った。
7.12.23 規則第29号	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	7.12.23 (一部は 8.1.1 施行)	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
7.12.23 規則第30号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7.12.23 (一部は 8.4.1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率を引き上げる改正を行った。
7.12.23 規則第31号	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	7.12.23	特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の算定基礎について、現に受ける給料等のみを用いる方法に改めた。
7.12.23 規則第32号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	8.1.1	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえ、一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部が改正されることに伴い、義務教育等教員特別手当の額について所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
7.12.26 規則第33号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7.12.26 (一部は 8.1.1施行)	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、危険鳥獣捕獲等手当の支給対象となる作業等を定め、刑事作業手当の支給範囲を拡大し、及び高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置の支給対象となる作業等を定める等所要の改正を行った。
8.2.6 規則第1号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	8.2.6	採用のための競争試験の告知の方法、職員採用Ⅰ種試験及び職員採用Ⅲ種試験の試験方法並びに職員採用Ⅰ種試験の受験資格について、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第2号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	県税センターの新設に伴い犯則取締等手当に係る対象職員に同センターの職員を加えるとともに、教員特殊業務手当(部活動指導手当)の額について所要の改正を行った。
8.3.31 規則第3号	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	8.1.1 (一部は 8.4.1施行)	一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、給与条例に定める教育職給料表(1)の備考2の人事委員会規則で定める職員を定める等所要の改正を行った。
8.3.31 規則第4号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	職員採用Ⅱ試験に係る職種区分、職種区分の対象となる職及び試験方法について所要の改正を行った。
8.3.31 規則第5号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、駐車場に係る通勤手当の額を定める等所要の改正を行った。
8.3.31 規則第6号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第7号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	へき地学校等の統廃合に伴い、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第8号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	獣医師に係る初任給調整手当の支給月額を引き上げる改正を行った。
8.3.31 規則第9号	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	扶養手当に係る扶養親族の所得限度額のうち、満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の所得限度額を年額130万円から年額150万円に引き上げた。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
8.3.31 規則第10号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	国の例に準じ、職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間を、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間に算入することができる期間として追加したほか、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第11号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	岩手県人事委員会事務局組織において、必要に応じて置く職に、特命課長及びコーディネーターを追加した。
8.3.31 規則第12号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8.4.1	令和8年4月1日からの知事部局等における職の新設等に伴い、管理職員として指定する職の追加等、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第13号	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	8.4.1	国の例に準じて、令和8年4月1日以降の地域手当の支給割合等を改めた。
8.3.31 規則第14号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、級別資格基準表及び初任給基準表に管理栄養士を加える等、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第15号	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	今後の特勤官署等の見直しについて、適時適切な見直しを可能とするため、5年ごとの見直しを廃止する等所要の改正を行うとともに、特勤公署等の級別区分等の指定を見直す改正を行った。
8.3.31 規則第16号	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	8.3.31	一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の教育職給料表の適用を受ける職員のうち4級の職員に係る備考加算が新たに追加されたことに伴い、調整基本額を改定する等、所要の改正を行った。
8.3.31 規則第17号	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	8.4.1	会計年度任用職員の特別休暇のうち、骨髄等ドナー休暇、育児時間休暇及び乳幼児介助休暇を無給休暇から、有給休暇に改めた。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
8.3.31 訓令第1号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	8.4.1	総括課長の専決事項に特殊勤務手当に関する事項を加える等所要の改正を行った。
8.3.31 訓令第2号	岩手県人事委員会許可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令	8.4.1	クレーン等安全規則及びゴンドラ安全規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
8.3.31 告示第1号	級別職務区分表の一部を改正する告示	8.4.1	知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正を行った。

(4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
7.5.15 人委職第35号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.6.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正に伴い、フレックスタイム制による勤務時間の割振り等について、申告等の基準を整備する等の所要の改正を行った。
7.5.15 人委職第36号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.6.1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行った。
7.5.30 人委職第49号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.6.1	拘禁刑を新設する刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行った。
7.7.17 人委職第69号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.7.17	国の改正に伴い、災害等に係る特別休暇の拡充を図る改正を行った。
7.8.29 人委職第93号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.10.1	職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴い、国の例を参考に、所要の改正を行った。

通知年月日 番号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
7.12.23 人委職第 167 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.12.23 (一部は 8.4.1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改正されたことに伴い、令和7年12月期及び令和8年6月期以降の勤勉手当の総額の範囲について改正を行うとともに、併せて所要の改正を行った。
7.12.23 人委職第 168 号	「特地勤務手当等に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7.4.1	特地勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受けることとなった職員についても支給対象とするとともに、所要の改正を行った。
7.12.23 人委職第 170 号	給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について	7.12.23	給与条例等の改正に伴う給料の調整等について定めた。
7.12.23 人委職第 171 号	「職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	8.1.1	多学年学級担当手当が廃止されることに伴い、同手当に係る規定を削る改正を行った。
7.12.26 人委職第 175 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7.12.26 (一部は 8.1.1 施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行った。
7.12.26 人委職第 176 号	「職員の給与の支給に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7.12.26 (一部は 8.1.1 施行)	育児に係る部分休業が選択可能となったことに伴い、所要の改正を行ったほか、危険鳥獣捕獲等手当の新設、多学年学級担当手当の廃止、義務教育等教員特別手当の学級担任への加算に伴い、所要の改正を行った。
8.2.4 人委職第 197 号	「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の通知の一部改正について	8.2.4	条項ずれが生じたことから所要の改正を行った。
8.3.16 人委職第 211 号	「労働基準法別表第一の号別区分について」の通知の一部改正について	8.4.1	岩手県人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所について異動が生じたことから、所要の改正を行った。
8.3.31 人委職第 226 号	学術研究等のための休職の取扱いについて	8.4.1	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知第15項の「当該休職にされた職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するもの」について定めた。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
8. 3. 31 人委職第 227 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	8. 4. 1	研究休職をした職員が復職した場合に、期末手当及び勤勉手当の在職期間等に算入することができる研究休職の期間について定めたほか、所要の改正を行った。
8. 3. 31 人委職第 228 号	「職員の給与の支給に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	8. 4. 1	扶養手当の扶養親族に係る所得限度額の改正に伴い、所要の改正を行ったほか、給与の減額にあたり、勤務すべき全期間が欠勤等であった場合の取扱いについて定めた。
8. 3. 31 人委職第 229 号	「通勤手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	8. 4. 1	給与条例、給与等条例及び通勤手当に関する規則の一部改正により、駐車場に係る通勤手当の支給額等を定めることに伴い所要の改正を行った。
8. 3. 31 人委職第 230 号	「通運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて」の通知の一部改正について	8. 4. 1	通勤手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
8. 3. 31 人委職第 231 号	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	8. 4. 1	学歴免許等資格区分表に係る短大卒相当の学歴免許等の資格から、「昭和 58 年法律第 83 号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所の卒業」を削る改正を行った。
8. 3. 31 人委職第 234 号	「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の通知の一部改正について	8. 4. 1	初任給決定において診療エックス線技師としての経歴を有する者の特例を定めた規定を削ったほか、その他所要の改正を行った。
8. 3. 31 人委職第 235 号	「特手当等に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	8. 4. 1	5年目ごとに行うことを例としてきた特地公署等の見直しについて、適時適切に見直しができるよう改正するとともに、その他所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
8. 3. 31 人委職第 236 号	「へき地手当等に関する規則 の運用について」の通知の一部 改正について	8. 4. 1	へき地教育振興法施行規則の一部を 改正する省令の施行により、へき地手 当に準ずる手当の支給対象が明確化さ れたほか、へき地等学校の指定期間の 見直しに係る改正が行われたことか ら、国の考え方に準じて所要の改正を 行った。
8. 3. 31 人委職第 239 号	「復職時等における号給の調 整の運用について」の通知の一部 改正について	8. 4. 1	休職等の期間以外の勤務しなかった 日数等について、国による文言の整理 を受けて、所要の改正を行った。

5 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

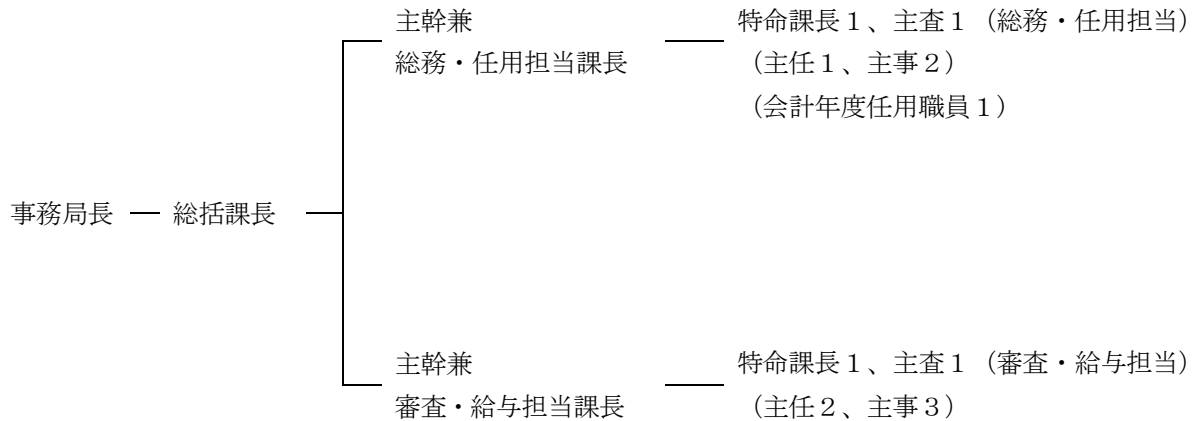
実施日	概要
令和7年11月25日(火)	<ol style="list-style-type: none">調査公所名 大船渡警察署、大船渡地域振興センター等内容<ul style="list-style-type: none">大船渡市山林火災の状況等について若手職員の勤務状況等について
令和8年1月26日(月)	<ol style="list-style-type: none">調査公所名 岩手県立農業大学校内容<ul style="list-style-type: none">農業大学校における農業者育成の状況について農業大学校の機能強化と施設整備の検討状況について

事 務 局

第3 事務局

1 事務局（令和8年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任用、給与その他人事に関する事。 4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関する事。 5 公文書の管理に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 予算経理に関する事。 8 広報に関する事。 9 人事記録に関する事の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。） 11 職員の競争試験及び選考に関する事。 12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。） 13 情報公開に関する事務の総括に関する事。 14 個人情報保護等に関する事務の総括に関する事。 15 審査・給与担当の事務に属さない事。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事 4 職員からの苦情相談に関する事 5 職員団体の登録に関する事 6 労働基準監督機関の職権に関する事 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に ついての調査研究等に関する事 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総 務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 9 職員に対する給与の支払の監理に関する事 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当 の分掌事務に係るものを除く。） 11 給料表についての報告及び勧告に関する事 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係 るものに関する事

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県職員定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19人とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18人とされた。

現員は、令和8年4月1日現在で16人となっている。

このほか、令和2年4月1日からは会計年度任用職員（フルタイム）1人が配置されている。

課・担当名		定 数	現 員	備 考
事務局長		1	1	
職 員 課	総括課長	1	1	
	総務・任用担当	7	7	総務・任用担当課長を含む。 会計年度任用職員1名を含む。
	審査・給与担当	9	8	審査・給与担当課長を含む。
計		18	17	

(注) 現員は、令和8年4月1日現在の状況である。

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	八重樫 学	R7. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	吉田 知教	R8. 4. 1～
(総務・任用担当)		
主幹兼総務・任用担当課長	荒澤 順子	R6. 4. 1～
特 命 課 長	小笠原 幸司	R7. 4. 1～
主 査	鈴木 歩美	R8. 4. 1～
主 任	工藤 杏菜	R6. 4. 1～
主 事	古澤 菜摘	R8. 4. 1～
主 事	森田 裕貴	R7. 4. 1～
(審査・給与担当)		
主幹兼審査・給与担当課長	鈴木 静子	R7. 4. 1～
特 命 課 長	加藤 真知	R8. 4. 1～
主 査	水本 香帆子	R7. 4. 1～
主 任	三浦 健人	R6. 4. 1～
主 任	藤田 翔	R5. 4. 1～
主 事	島越 祐希	R8. 4. 1～
主 事	中村 碧	R8. 4. 1～
主 事	佐藤 帆菜	R8. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳入

(単位：千円)

科 目	令和8年度 当 初 額	令和7年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
14 諸収入	2,663	2,669	211	2,880	
05 受託事業収入	2,589	2,597	210	2,807	
01 受託事業収入	2,589	2,597	210	2,807	
01 総務	2,589	2,597	210	2,807	公平委員会事務受託事業収入
08 雑入	74	72	1	73	
04 雑入	74	72	1	73	
02 総務	74	72	1	73	警察官採用試験共同実施負担金 社会保険料納付金

イ 歳出

(単位：千円)

科 目	令和8年度 当 初 額	令和7年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
02 総務費	173,103	172,872	△ 10,832	162,040	
09 人事委員会費	173,103	172,872	△ 10,832	162,040	
01 委員会費	7,292	6,864	23	6,887	
01 報酬	6,624	6,408	108	6,516	委員3人分
08 旅費	413	201	△ 45	156	ブロック協議会旅費等
09 交際費	50	50	0	50	委員長交際費
18 負担金、補助及び 交付金	205	205	△ 40	165	全人連分担金 ブロック協議会分担金
02 事務局費	165,811	166,008	△ 10,855	155,153	
01 報酬	1,550	1,471	△ 23	1,448	会計年度任用職員(パートタイム)分
02 給料	71,866	72,540	△ 3,641	68,899	会計年度任用職員(フルタイム)分含む
03 職員手当等	43,237	42,743	△ 1,416	41,327	会計年度任用職員分含む
04 共済費	24,394	24,731	△ 2,783	21,948	会計年度任用職員分含む
07 報償費	175	175	△ 29	146	民間給与実態調査事業所謝礼
08 旅費	2,360	2,283	△ 644	1,639	会計年度任用職員(パートタイム)の費用弁償含 む
09 交際費	40	40	△ 20	20	事務局長交際費
10 需用費	4,766	4,976	529	5,505	事務用消耗品費等
11 役務費	2,199	2,510	△ 634	1,876	試験問題運搬料等
12 委託料	9,556	8,722	△ 949	7,773	採用試験システム保守改修業務委託、職員募集 情報発信媒体作成業務委託等
13 使用料及び賃借料	2,763	2,912	△ 1,345	1,567	採用試験会場使用料等
17 備品購入費	50	50	100	150	事務用備品費
18 負担金、補助及び 交付金	2,855	2,855	0	2,855	日本人事試験研究センター賛助会費等

(6) 主な行事・業務

年月日	行事・業務内容
7. 3. 25～ 5. 20	県職員(教育行政職)採用選考申込受付
7. 4. 2～ 4. 22	県職員採用 I 種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験(テストセンター)
7. 4. 10	第1回人事委員会定例会
7. 4. 20	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第1次試験(盛岡市・仙台市・東京都) 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(盛岡市・仙台市・東京都)
7. 4. 21～ 5. 13	県職員採用 I 種試験(アピール試験型通常枠)申込受付
7. 4. 21～ 5. 15	県職員採用 I 種試験(専門試験型)申込受付
7. 4. 24	第2回人事委員会定例会
7. 4. 30	県職員採用 I 種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験合格発表
7. 5. 7	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第1次試験合格発表 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
7. 5. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
7. 5. 15	第3回人事委員会定例会
7. 5. 17～ 5. 25	県職員採用 I 種試験(アピール試験型先行実施枠)第2次試験(盛岡市)
7. 5. 21～ 6. 12	県職員採用 I 種試験(アピール試験型通常枠)第1次試験(テストセンター)
7. 5. 29	第4回人事委員会定例会
7. 5. 30	県職員採用 I 種試験(アピール試験型先行実施枠)最終合格発表
7. 6. 3～ 6. 5	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第2次試験(盛岡市)
7. 6. 3	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
7. 6. 8	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考(盛岡市)
7. 6. 15	県職員採用 I 種試験(専門試験型)第1次試験(盛岡市・東京都)
7. 6. 20	県職員採用 I 種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)第1次試験合格発表
7. 6. 23	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考合格発表
7. 6. 25	第5回人事委員会定例会
7. 6. 27	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)最終合格発表 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表 第133回全国人事委員会連合会総会(東京都)
7. 7. 1～ 7. 8	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験(盛岡市)
7. 7. 1～ 8. 3	県職員採用 II 種・III 種試験申込受付 警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)申込受付 警察官B(男性・女性)採用試験申込受付 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
7. 7. 3～ 7. 4	第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(さいたま市)
7. 7. 10～ 7. 23	県職員採用 I 種試験(一般行政A以外)第2次試験(盛岡市)
7. 7. 17	第6回人事委員会定例会 県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験合格発表
7. 7. 19	県職員採用 I 種試験(アピール試験型通常枠)第2次試験(盛岡市)
7. 7. 28～ 8. 1	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第3次試験(盛岡市)
7. 8. 1～ 9. 19	障がい者を対象とした県職員採用選考申込受付
7. 8. 6	県職員(教育行政職)採用選考第2次選考(盛岡市)
7. 8. 7	第7回人事委員会定例会 人事院勧告
7. 8. 8	県職員採用 I 種試験最終合格発表
7. 8. 21	第8回人事委員会定例会

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
7. 8. 27	県職員(教育行政職)採用選考最終合格発表 東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(青森市)
7. 8. 29	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省主催・Web開催)
7. 9. 4	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(盛岡市)
7. 9. 5	第9回人事委員会臨時会
7. 9. 11	第10回人事委員会定例会
7. 9. 18	第11回人事委員会臨時会
7. 9. 21	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第1次試験(盛岡市・東京都) 警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市・東京都) 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市・東京都)
7. 9. 22	岩手県地方公務員共闘会議との職員課総括課長会見
7. 9. 26	第12回人事委員会定例会
7. 9. 28	県職員採用Ⅱ種試験第1次試験(滝沢市) 県職員採用Ⅲ種試験第1次試験(滝沢市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
7. 9. 29	岩手県労働組合連合会との職員課総括課長会見
7. 9. 30	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
7. 10. 2	第13回人事委員会臨時会
7. 10. 7	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
7. 10. 8	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第1次試験合格発表 警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
7. 10. 9	第14回人事委員会定例会
7. 10. 14	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
7. 10. 17	第15回人事委員会臨時会 岩手県人事委員会報告及び勧告
7. 10. 27～11. 6	県職員採用Ⅱ種試験第2次試験(盛岡市)
7. 10. 27～11. 7	県職員採用Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
7. 10. 30	第16回人事委員会定例会
7. 11. 2	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考(盛岡市)
7. 11. 10	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第2次試験(盛岡市)
7. 11. 10～11. 17	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
7. 11. 10	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
7. 11. 17	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考合格発表
7. 11. 20	第17回人事委員会定例会
7. 11. 21	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
7. 11. 25	第1回「現場職員の声を聴く会」(大船渡警察署・大船渡地域振興センター等)
7. 11. 27	第18回人事委員会定例会
7. 11. 28	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)最終合格発表 警察官B(男性・女性)採用試験最終合格発表 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
7. 12. 9	障がい者を対象とした県職員採用選考第2次選考(盛岡市)
7. 12. 10	第19回人事委員会定例会
7. 12. 19	第20回人事委員会定例会
7. 12. 25	障がい者を対象とした県職員採用選考最終合格発表
8. 1. 8	第21回人事委員会定例会

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
8. 1. 15～1. 16	岩手県若手職員オンライン座談会
8. 1. 26	第2回「現場職員の声を聴く会」(岩手県立農業大学校)
8. 1. 29	第22回人事委員会定例会
8. 1. 28	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(山形市)
8. 2. 4	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(福島市)
8. 2. 12	第23回人事委員会定例会
8. 2. 25	第24回人事委員会定例会
8. 2. 28	岩手県職員・警察官業務説明会2026(盛岡市)
8. 3. 1～ 3. 17	令和8年度県職員採用 I 種試験アピール試験型(春試験)申込受付
8. 3. 1～ 3. 23	令和8年度警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)申込受付
8. 3. 12	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
8. 3. 12	第25回人事委員会定例会
8. 3. 17	第26回人事委員会臨時会
8. 3. 24	第27回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

令和7年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第133回総会	R 7. 6. 27 (東京都)	<p>【永年勤続者の表彰】</p> <p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度決算について 2 令和7年度事業計画案及び予算案について 3 第134回総会について 4 令和8・9年度専門部会の運営について <p>【報 告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6・7年度専門部会の中間報告について 2 第67回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第68回公平審査事務研修会について 4 第69回公平審査事務研修会について 5 令和7年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について <p>【役員選挙】</p> <p>【講 演】</p> <p>「最近の人事院の取組について」 講師 人事院給与局次長 植村 隆生 氏</p>
第68回公平審査 事務研修会	R 7. 7. 3～4 (さいたま市)	<p>【講 演】</p> <p>「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課長 越尾 淳 氏</p> <p>【分科会研究討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1～3分科会：研究テーマ1 非違行為に係る故意を否定している職員の懲戒免職処分について ・ 第4～6分科会：研究テーマ2 短時間の痴漢行為を行った職員の懲戒免職処分について ・ 各研究テーマの講評及び質疑応答 <p>講評 人事院公平審査局主席審理官 村山 大介 氏</p>

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
委員長・事務局長 会議	R 7. 5. 9 (仙台市)	<p>【講 演】</p> <p>1 「地方公務員の給与・定員等について」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室 課長補佐 窪田 優一 氏</p> <p>2 「地方公務員をめぐる状況について」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 川田 さくら 氏</p> <p>【議 事】</p> <p>1 令和6年度事業報告及び歳入歳出決算について</p> <p>2 令和7年度分担金について</p> <p>3 令和7年度年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について</p> <p>4 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について</p> <p>5 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について</p> <p>6 令和7年度全国人事委員会連合会役員（会長・副会長）選出のための選考委員の選出について</p> <p>【報 告】</p> <p>1 令和7年度全国人事委員会連合会理事の選出について</p> <p>2 令和7年度全国人事委員会連合会役員会の概要について</p> <p>【話題提供】</p> <p>就職・採用活動日程ルールと採用試験の実施時期等について</p>

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
委員・事務局長 合同会議	R 7. 8. 27 (青森市)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について 2 採用試験制度の見直し等について <p>【委員会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職務経験者採用の実施について 2 早期卒試験の実施状況について <p>【事務局長会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門試験を課さない場合の専門性の能力実証及びその検証について 2 障がい者を対象とした採用選考の実施状況等について 3 採用後の職員に係る勤務状況の把握について 4 改正給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律）に係る検討状況について 5 定年引き上げに付随した特別休暇の制定状況について 6 教育職員の長時間労働（在校等時間）に対する指導について 7 労働基準監督機関としての調査・指導等について
給与事務会議	R 7. 9. 4 (盛岡市)	<p>【課長・係長合同会議】</p> <p>協議事項</p> <p>教員の処遇改善に向けた給与制度の見直しについて</p> <p>【課長会議】</p> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民比較における較差算定の取扱いについて 2 在級期間の廃止について <p>【係長会議】</p> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初任給の公民較差の状況について 2 給与表の号給増設について <p>聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通勤手当の改定について 2 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置について 3 特地公署の指定基準等について 4 特地勤務手当等の見直しについて 5 暫定再任用職員等の処遇改善について 6 給与業務の効率化について 7 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
任用事務会議	R 8. 1. 28 (山形市)	<p>【意見交換】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役付職員の採用について 2 短大卒程度の職員採用試験について 3 応募者確保対策の実施状況について 4 職務経験者採用試験の周知方法等について 5 大学卒業程度採用候補者試験（技術職）の実施時期や試験内容等について <p>【情報交換】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報事務に係る求人掲載について 2 SNSでの情報発信について 3 高校卒業程度試験（技術系職種）の受験者確保について 4 募集広報活動における紹介職員等の選定方法について 5 大学3年生が受験可能な試験について 6 第1次試験の合格者数について 7 採用試験業務の効率化について 8 論作文試験、集団討論の在り方について 9 採用試験におけるC B T・オンライン形式の試験の検討・実施状況について
給与事務研修会	R 8. 2. 4 (福島市)	<p>【意見交換】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在級期間表の見直し・廃止について 2 教員の処遇改善に係る規則等の改正状況について 3 暫定再任用職員等の処遇改善について 4 職務経験採用者に関する初任給の決定について 5 専門職種（土木職等技術系）の給与上の処遇について 6 通勤手当の見直しについて 7 月の途中で採用された職員等の通勤手当の支給方法に係る見直しへの対応について 8 地域別最低賃金に相当する額を下回らない月額給与水準を確保するための手当の措置について 9 クマ被害対策等の業務への特殊勤務手当支給について 10 人事委員会勧告に伴う影響額の算出について 11 通知改正等に係る人事委員会への付議について 12 職種別民間給与実態調査の管内母集団事業所の新規発掘について 13 勤勉手当に係る査定原資について 14 年次休暇の取得単位について 15 勧告書のペーパーレス化について 16 会計年度任用職員に対する人事委員会の取組について

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	R 7. 8. 29 (Web 開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員制度等の諸課題について 2 人事院の勧告について 3 給与及び定員管理の諸課題について 4 人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について 5 行政手続きのオンライン化、資格取得届書等の提出及び資格情報のデータ登録について、コラボヘルスについて 6 地方公務員の労働安全衛生について 7 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 8 地方行革について 9 持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けた取組について 10 消防行政について 11 都道府県と市町村が連携したDX推進体制におけるデジタル人材の確保について 12 公益通報者保護法改正の要点 13 自治大学校の研修事業について

任 用 関 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意工夫を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、年々減少傾向にあり、民間企業の採用活動の早期化や他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになってきたことから、試験制度の見直しや、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

採用広報活動の実施にあたっては、様々な媒体を活用し、任命権者と連携しながら、単なる試験情報の提供にとどまらず、本県行政の実情や業務内容、働き方改革の実施状況等の理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

令和7年度は、アピール試験型において全国の主要都市に設置する試験会場から受験者が選択した日時・会場で受験できるテストセンター方式を導入したほか、ホームページやSNSを活用した情報発信に取り組んでいる。

例年実施している人事委員会事務局主催の説明会については、引き続きオンライン形式とし、若手職員による業務紹介と座談会を行う「岩手県若手職員オンライン座談会」を1月に実施した。

イ 競争試験の概要

令和7年度に実施した採用試験の実施状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は19職種、II種試験は3職種、III種試験は7職種、警察官採用試験は4職種で実施し、申込者数の合計は1,191人(対前年比41人減少)、受験者数の合計は958人(対前年度比8人増)であった。

なお、警察官A(第1回男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、東京都(警視庁)の依頼を受けて共同で実施した。東京都の当初採用予定数の合計は5人(前年度と同数)であり、最終合格者は2人(対前年度比2人増)であった。

令和7年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

また、全試験の平成28年度以降の申込者数等の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験、警察官採用試験共に申込者数及び受験者数は年々減少傾向にある。

ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は11人(前年度比4人減)、選考による昇任は1人(同7人減)で、合計12人(同11人減)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは4人(同8人減)であった。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施している。

また、警察官(武道指導)採用選考及び県職員(教育行政職)採用選考を実施した。

(2) 採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

令和7年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
I種 (先行実施枠)	第1次試験	7.3.1 ～3.23	7.4.2～22	テストセンター	(7.4.30)
	第2次試験		7.5.17～5.19、5.21 5.22、5.24、5.25	盛岡市	7.5.29 (7.5.30)
I種 (通常枠)	第1次試験	7.4.21 ～5.13	7.5.21～6.12	テストセンター	(7.6.20)
	第2次試験		7.7.19	盛岡市	7.8.7 (7.8.8)
I種 (一般行政A)	第1次試験	7.4.21 ～5.15	7.6.15	盛岡市、東京都	(7.6.20)
	第2次試験		7.7.1～7.4、 7.7～7.8	盛岡市	(7.7.17)
	第3次試験		7.7.28、7.29、 7.31、8.1	盛岡市	7.8.7 (7.8.8)
I種 (一般行政A 以外)	第1次試験	7.4.21 ～5.15	7.6.15	盛岡市、東京都	(7.6.20)
	第2次試験		7.7.10、7.11、7.15 ～7.17、7.23	盛岡市	7.8.7 (7.8.8)
II種	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.28	滝沢市	(7.10.14)
	第2次試験		7.10.27、 11.4～11.6	盛岡市	7.11.20 (7.11.21)
III種	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.28	滝沢市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(7.10.14)
	第2次試験		7.10.27～10.29、 10・31、11.4～11.7	盛岡市	7.11.20 (7.11.21)
警察官A (男性) (第1回)	第1次試験	7.3.1 ～3.23	7.4.20	盛岡市、仙台市、 東京都	(7.5.7)
	第2次試験		7.6.3～6.5	盛岡市	7.6.25 (7.6.27)
警察官A (女性) (第1回)	第1次試験	7.3.1 ～3.23	7.4.20	盛岡市、仙台市、 東京都	(7.5.7)
	第2次試験		7.6.3～6.5	盛岡市	7.6.25 (7.6.27)
警察官A (男性) (第2回)	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.21	盛岡市、東京都	(7.10.8)
	第2次試験		7.11.10	盛岡市	7.11.27 (7.11.28)
警察官A (女性) (第2回)	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.21	盛岡市、東京都	(7.10.8)
	第2次試験		7.11.10	盛岡市	7.11.27 (7.11.28)
警察官B (男性)	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.21	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市、 東京都	(7.10.8)
	第2次試験		7.11.10、11.11、11.17	盛岡市	7.11.27 (7.11.28)
警察官B (女性)	第1次試験	7.7.1 ～8.3	7.9.21	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市、 東京都	(7.10.8)
	第2次試験		7.11.10、11.11、11.17	盛岡市	7.11.27 (7.11.28)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

令和7年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築Bを除く職種)</p> <p>(ア) 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(令和7年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成16年4月2日以降に生まれた者(令和7年4月1日における年齢が21歳未満の者)で大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築B)</p> <p>昭和55年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(令和7年4月1日における年齢が21歳以上45歳未満の者)</p>	<p>○アピールシート試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築B、事前提出)</p> <p>○教養試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築Bを除く職種) 多肢選択式40題120分(50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築B) SPI3テストセンター方式</p> <p>○専門試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築Bを除く職種) 多肢選択式40題120分(一般行政Aは10題の必須解答を含む50題中40題の選択解答制、総合土木A及び環境化学・食品衛生Aは50題中40題の選択解答制)</p>	<p>○論文試験※ (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築Bを除く職種) 課題1題80分</p> <p>○人物試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築Bを除く職種) 個別面接 (一般行政A以外は1日2回実施) 適性検査</p> <p>(一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木B及び建築B) 個別面接 (一般行政Bのみ冒頭にアピールシートに基づくプレゼンテーション実施)</p> <p>○専門試験 (農学B、畜産B、林学B、水産B、総合土木及び建築B) 個別面接 (人物試験の個別面接と同時に実施。冒頭に専門性確認シートに基づくプレゼンテーションを実施)</p>	<p>○人物試験 (一般行政A) 個別面接 グループワーク</p>

※ I種の論文試験は第1次試験の日に実施。この論文試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映されるものであること。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅱ種	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日における年齢が19歳以上35歳未満の者）	○教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制） ○論文試験 課題1題80分	○人物試験 個別面接 適性検査
Ⅲ種	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者） ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○専門試験 （総合土木、建築及び電気） 多肢選択式40題120分 （林業） 短答式10題及び記述式2題 120分 ○作文試験 課題1題60分	○人物試験 個別面接 適性検査
警察官 A	（警察官A（男性）） 平成2年4月2日以降に生まれた男性（令和7年4月1日における年齢が35歳未満の男性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	○教養試験 （第1回） 多肢選択式40題120分 （必須解答40題） （第2回） 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制）	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査
	（警察官A（女性）） 平成2年4月2日以降に生まれた女性（令和7年4月1日における年齢が35歳未満の女性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	○作文試験 課題1題60分 ○人物試験① 適性検査	
警察官 B	（警察官B（男性）） 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性（令和7年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の男性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○作文試験 課題1題60分	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査
	（警察官B（女性）） 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性（令和7年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の女性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○人物試験① 適性検査	○体力検査

ウ 令和7年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験実施結果

職	種	試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減
				申込者数	受験者数	合格者数	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
				(A)	(B)	(C)	%	倍	(D)	(D)	(D)	(D)			
県	職	一般行政 A	33	152 (70)	100 (42)	82 (34)	65.8	1.2	80 (33)	64 (31)	60 (29)	49 (27)	2.0	49 (22)	0 (5)
		一般行政 B (先行実施枠)	27	184 (82)	177 (81)	74 (30)	96.2	2.4	69 (29)	38 (20)	/	/	4.7	27 (11)	11 (9)
		一般行政 B (通常枠)	5	40 (8)	36 (8)	11 (0)	90.0	3.3	9 (0)	5 (0)	/	/	7.2	6 (2)	▲1 (▲2)
		社会福祉 A	11	16 (10)	15 (9)	14 (9)	93.8	1.1	14 (9)	9 (7)	/	/	1.7	6 (3)	3 (4)
		心理 A	7	10 (5)	7 (4)	7 (4)	70.0	1.0	7 (4)	6 (4)	/	/	1.2	6 (5)	0 (▲1)
		農学 A	10	18 (10)	7 (4)	6 (3)	38.9	1.2	5 (2)	5 (2)	/	/	1.4	7 (1)	▲2 (1)
		農学 B (先行実施枠)	6	17 (8)	17 (8)	13 (5)	100.0	1.3	13 (5)	9 (4)	/	/	1.9	4 (3)	5 (1)
		農学 B (通常枠)	5	5 (1)	5 (1)	3 (1)	100.0	1.7	3 (1)	2 (0)	/	/	2.5	3 (2)	▲1 (▲2)
		畜産 A	5	5 (1)	3 (1)	3 (1)	60.0	1.0	1 (1)	1 (1)	/	/	3.0	3 (3)	▲2 (▲2)
		畜産 B (先行実施枠)	6	4 (0)	4 (0)	2 (0)	100.0	2.0	2 (0)	2 (0)	/	/	2.0	0 (0)	2 (0)
		畜産 B (通常枠)	5	2 (2)	2 (2)	1 (1)	100.0	2.0	1 (1)	1 (1)	/	/	2.0	0 (0)	1 (1)
		林学 A	5	6 (1)	4 (1)	3 (1)	66.7	1.3	3 (1)	3 (1)	/	/	1.3	1 (0)	2 (1)
		林学 B (先行実施枠)	7	6 (0)	6 (0)	3 (0)	100.0	2.0	3 (0)	3 (0)	/	/	2.0	4 (1)	▲1 (▲1)
		林学 B (通常枠)	5	3 (0)	3 (0)	2 (0)	100.0	1.5	2 (0)	2 (0)	/	/	1.5	0 (0)	2 (0)
		水産 A	5	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/	/	/	/	/	1 (1)	▲1 (▲1)
		水産 B (先行実施枠)	5	11 (0)	10 (0)	7 (0)	90.9	1.4	6 (0)	6 (0)	/	/	1.7	1 (0)	5 (0)
		水産 B (通常枠)	5	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	/	/	/	/	/	2 (1)	▲2 (▲1)
		総合土木 A	13	10 (4)	5 (2)	4 (1)	50.0	1.3	4 (1)	4 (1)	/	/	1.3	3 (0)	1 (1)
		総合土木 B (先行実施枠)	10	9 (1)	9 (1)	6 (1)	100.0	1.5	6 (1)	6 (1)	/	/	1.5	7 (2)	▲1 (▲1)
		総合土木 B (通常枠)	5	3 (0)	2 (0)	0 (0)	66.7	/	/	/	/	/	/	2 (0)	▲2 (0)
		建築 A	5	1 (0)	1 (0)	0 (0)	100.0	/	/	/	/	/	/	0 (0)	0 (0)
		建築 B (先行実施枠)	5	3 (0)	3 (0)	3 (0)	100.0	1.0	2 (0)	2 (0)	/	/	1.5	/	2 (0)
		建築 B (通常枠)	5	2 (0)	2 (0)	0 (0)	100.0	/	/	/	/	/	/	0 (0)	0 (0)
		機械 A	3	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	1 (0)	1 (0)	/	/	1.0	1 (0)	0 (0)
		電気 A	3	4 (0)	4 (0)	3 (0)	100.0	1.3	2 (0)	1 (0)	/	/	4.0	1 (0)	0 (0)
		環境化学・ 食品衛生 A	5	15 (9)	12 (8)	12 (8)	80.0	1.0	11 (8)	8 (6)	/	/	1.5	7 (0)	1 (6)
		計(19職種)	206	528 (212)	436 (172)	261 (99)	82.6	1.7	244 (96)	178 (79)	224 (92)	163 (75)	2.7	141 (57)	22 (18)
				[40.2%]	[39.4%]	[37.9%]			[39.3%]	[44.4%]	[41.1%]	[46.0%]		[40.4%]	[5.6%増]
		員	種	一般事務 A	8	68 (38)	42 (22)	22 (13)	61.8	1.9	20 (12)	11 (8)	/	/	3.8
一般事務 B	5			26 (8)	16 (4)	16 (4)	61.5	1.0	13 (4)	8 (2)	/	/	2.0	7 (3)	1 (▲1)
警察事務	2			34 (21)	21 (13)	8 (5)	61.8	2.6	8 (5)	4 (3)	/	/	5.3	4 (4)	0 (▲1)
計(3職種)	15			128 (67)	79 (39)	46 (22)	61.7	1.7	41 (21)	23 (13)	/	/	3.4	21 (14)	2 (▲1)
		[52.3%]	[49.4%]	[47.8%]			[51.2%]	[56.5%]				[66.6%]	[10.1%減]		
員	種	一般事務 A	40	152 (55)	126 (48)	117 (46)	82.9	1.1	111 (46)	71 (34)	/	/	1.8	55 (28)	16 (6)
		一般事務 B	5	9 (2)	9 (2)	9 (2)	100.0	1.0	9 (2)	5 (1)	/	/	1.8	10 (4)	▲5 (▲3)
		警察事務	2	22 (12)	17 (9)	8 (4)	77.3	2.1	8 (4)	3 (1)	/	/	5.7	3 (3)	0 (▲2)
		林業	5	13 (2)	4 (2)	4 (2)	30.8	1.0	4 (2)	4 (2)	/	/	1.0	1 (0)	3 (2)
		総合土木	5	9 (2)	9 (2)	6 (1)	100.0	1.5	6 (1)	6 (1)	/	/	1.5	5 (2)	1 (▲1)
		建築	5	2 (2)	2 (2)	1 (1)	100.0	2.0	1 (1)	1 (1)	/	/	2.0	1 (1)	0 (0)
		電気	1	3 (0)	2 (0)	2 (0)	66.7	1.0	2 (0)	2 (0)	/	/	1.0	1 (0)	1 (0)
		計(7職種)	63	210 (75)	169 (65)	147 (56)	80.5	1.1	141 (56)	92 (40)	/	/	1.8	76 (38)	16 (2)
		[35.7%]	[38.5%]	[38.1%]			[39.7%]	[43.5%]				[50.0%]	[6.5%増]		
県職員計(29職種)			284	866 (354)	684 (276)	454 (177)	79.0	1.5	426 (173)	293 (132)	406 (169)	278 (128)	2.5	238 (109)	40 (19)
			[40.9%]	[40.4%]	[39.0%]			[40.6%]	[45.1%]	[41.6%]	[46.0%]		[45.7%]	[0.3%増]	

	試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第 1 次 試 験					第 2 次 試 験		第 3 次 試 験		最 終 倍 率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減
			申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受験者数 (D)	合格者数 (D)	受験者数 (D)	合格者数 (D)			
警 察 官	警察官 A (男性) (第 1 回)	32	125 <4>	110 <2>	91	88.0	1.2	76	53			2.1	57	▲ 4
	警察官 A (男性) (第 2 回)	若干人	19	11	9	57.9	1.2	8	5			2.2	3	2
	警察官 A (女性) (第 1 回)	16	34	29	26	85.3	1.1	18	16			1.8	16	0
	警察官 A (女性) (第 2 回)	若干人	7	6	5	85.7	1.2	2	1			6.0	3	▲ 2
	小計	48	185	156	131	84.3	1.2	104	75			2.1	79	▲ 4
	警察官 B (男性)	37	108 <2>	89 <2>	76	82.4	1.2	74	43			2.1	53	▲ 10
	警察官 B (女性)	16	32	29	25	90.6	1.2	22	13			2.2	17	▲ 4
小計	53	140	118	101	84.3	1.2	96	56			2.1	70	▲ 14	
警察官計 (4 職種)	101	325	274	232	84.3	1.2	200	131			2.1	149	▲ 18	
県職員・警察官計 (32 職種)	385	1,191 (427) [35.9%]	958 (340) [35.5%]	686 (233) [34.0%]	80.4	1.4	626 (215) [34.3%]	424 (162) [38.2%]	606 (211) [34.8%]	409 (158) [38.6%]	2.3	387 (145) [37.4%]	22 (13) [1.2倍増]	

- (注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
2 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合(増減)である。
3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。
4 「県職員計」、「県職員・警察官計」の第3次試験欄は1種一般行政A以外の職種区分にあっては、第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

エ 令和7年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用候補者の採用状況等

(令和8年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分		採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-{(B)+(C)}	採用率 (B) ×100 (A)-(C)	辞退率 (C) ×100 (A)	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
		人	人	人	人	人	%	%	人	人	
県 職	一般行政 A	33	49	28	21	0	100.0	42.9	29	▲ 1	
	一般行政 B (先行実施枠)	27	38	25	13	0	100.0	34.2	24	1	
	一般行政 B (通常枠)	5	5	3	2	0	100.0	40.0	5	▲ 2	
	社会福祉 A	11	9	8	1	0	100.0	11.1	6	2	
	心理 A	7	6	4	2	0	100.0	33.3	6	▲ 2	
	農学 A	10	5	5	0	0	100.0	0.0	6	▲ 1	
	農学 B (先行実施枠)	6	9	7	2	0	100.0	22.2	2	5	
	農学 B (通常枠)	5	2	2	0	0	100.0	0.0	3	▲ 1	
	畜産 A	5	1	1	0	0	100.0	0.0	2	▲ 1	
	畜産 B (先行実施枠)	6	2	2	0	0	100.0	0.0	0	2	
	畜産 B (通常枠)	5	1	0	1	0	0.0	100.0	0	0	
	林学 A	5	3	3	0	0	100.0	0.0	0	3	
	林学 B (先行実施枠)	7	3	2	1	0	100.0	33.3	4	▲ 2	
	林学 B (通常枠)	5	2	1	1	0	100.0	50.0	0	1	
	水産 A	5	0	0	0	0	-	-	1	▲ 1	
	水産 B (先行実施枠)	5	6	3	3	0	100.0	50.0	0	3	
	水産 B (通常枠)	5	0	0	0	0	-	-	2	▲ 2	
	総合土木 A	13	4	3	1	0	100.0	25.0	2	1	
	総合土木 B (先行実施枠)	10	6	4	2	0	100.0	33.3	6	▲ 2	
	総合土木 B (通常枠)	5	0	0	0	0	-	-	2	▲ 2	
	建築 A	5	0	0	0	0	-	-	0	0	
	建築 B (先行実施枠)	5	2	1	1	0	100.0	50.0		1	
	建築 B (通常枠)	5	0	0	0	0	-	-		0	
	機械 A	3	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0	
	電気 A	3	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0	
	環境化学・ 食品衛生 A	5	8	7	1	0	100.0	12.5	5	2	
	計(19職種)		206	163	111	52	0	100.0	31.9	107	4
	員	一般事務 A	8	11	11	0	0	100.0	0.0	6	5
		一般事務 B	5	8	8	0	0	100.0	0.0	4	4
警察事務		2	4	3	1	0	100.0	25.0	2	1	
計(3職種)		15	23	22	1	0	100.0	4.3	12	10	
種	一般事務 A	40	71	44	27	0	100.0	38.0	30	14	
	一般事務 B	5	5	4	1	0	100.0	20.0	3	1	
	警察事務	2	3	1	2	0	100.0	66.7	2	▲ 1	
	林業	5	4	2	2	0	100.0	50.0	1	1	
	総合土木	5	6	3	3	0	100.0	50.0	3	0	
	建築	5	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0	
	電気	1	2	1	1	0	100.0	50.0	0	1	
計(7職種)	63	92	56	36	0	100.0	39.1	40	16		
県職員計(29職種)		284	278	189	89	0	100.0	32.0	159	30	

試験の種類 及び職種区分		採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-{(B)+(C)}	採用率 (B) ×100 ----- (A)-(C)	辞退率 (C) ×100 ----- (A)	前年度 採用者数	対前年度 増減数
警 官	警察官 A (男性) (第 1 回)	32	53	20	33	0	100.0	62.3	20	0
	警察官 A (男性) (第 2 回)	若干人	5	4	1	0	100.0	20.0	3	1
	警察官 A (女性) (第 1 回)	16	16	6	10	0	100.0	62.5	7	▲ 1
	警察官 A (女性) (第 2 回)	若干人	1	1	0	0	100.0	0.0	3	▲ 2
	警察官 B (男性)	37	43	30	13	0	100.0	30.2	44	▲ 14
	警察官 B (女性)	16	13	8	5	0	100.0	38.5	15	▲ 7
	計 (4 職種)	101	131	69	62	0	100.0	47.3	92	▲ 23
県職員・警察官計(26職種)		385	409	258	151	0	100.0	36.9	251	7

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

オ 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
県	I	申込者数(人)	759 (516)	747 (504)	634 (446)	563 (397)	570 (391)	494 (352)	433 (289)	568 (448)	502 (369)	528 (376)
		受験者数(人)	590 (399)	566 (368)	490 (344)	434 (311)	447 (301)	398 (286)	299 (194)	421 (329)	358 (262)	436 (313)
		合格者数(人)	134 (50)	139 (59)	140 (61)	155 (76)	178 (86)	139 (83)	135 (76)	117 (66)	141 (82)	163 (92)
		最終倍率(倍)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)	3.5 (5.6)	2.8 (4.1)	2.5 (3.5)	2.9 (3.4)	2.2 (2.6)	3.6 (5.0)	2.5 (3.2)	2.7 (3.4)
	II	申込者数(人)	318 (318)	281 (281)	238 (238)	212 (212)	188 (188)	190 (190)	218 (218)	160 (160)	129 (129)	128 (128)
		受験者数(人)	253 (253)	206 (206)	178 (178)	124 (124)	101 (101)	119 (119)	126 (126)	88 (88)	71 (71)	79 (79)
		合格者数(人)	36 (36)	35 (35)	44 (44)	30 (30)	12 (12)	27 (27)	24 (24)	15 (15)	21 (21)	23 (23)
		最終倍率(倍)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)	4.0 (4.0)	4.1 (4.1)	8.4 (8.4)	4.4 (4.4)	5.3 (5.3)	5.9 (5.9)	3.4 (3.4)	3.4 (3.4)
	III	申込者数(人)	345 (310)	364 (334)	435 (410)	388 (363)	380 (353)	394 (362)	356 (331)	249 (230)	224 (205)	210 (183)
		受験者数(人)	322 (289)	339 (310)	413 (389)	350 (326)	350 (326)	352 (327)	312 (301)	214 (205)	201 (188)	169 (152)
		合格者数(人)	77 (63)	94 (79)	95 (81)	99 (84)	90 (79)	92 (84)	76 (68)	63 (55)	76 (68)	92 (79)
		最終倍率(倍)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)	4.3 (4.8)	3.5 (3.9)	3.9 (4.1)	3.8 (3.9)	4.1 (4.4)	3.4 (3.7)	2.6 (2.8)	1.8 (1.9)
員	申込者数(人)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	1,307 (1,094)	1,163 (972)	1,138 (932)	1,078 (904)	1,007 (838)	977 (838)	855 (703)	866 (687)	
	受験者数(人)	1,165 (941)	1,111 (884)	1,081 (911)	908 (761)	898 (728)	869 (732)	737 (621)	723 (622)	630 (521)	684 (544)	
	合格者数(人)	247 (149)	268 (173)	279 (186)	284 (190)	280 (177)	258 (194)	235 (168)	195 (136)	238 (171)	278 (194)	
	最終倍率(倍)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	3.9 (4.9)	3.2 (4.0)	3.2 (4.1)	3.4 (3.8)	3.1 (3.7)	3.7 (4.6)	2.6 (3.0)	2.5 (2.8)	
警察官	申込者数(人)	595	489	438	458	461	430	383	339	377	325	
	受験者数(人)	494	396	363	371	362	351	281	254	320	274	
	合格者数(人)	107	108	100	97	98	103	112	100	149	131	
	最終倍率(倍)	4.6	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4	2.5	2.5	2.1	2.1	
県職員・警察官計	申込者数(人)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	1,745 (1,094)	1,621 (972)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,316 (838)	1,232 (703)	1,191 (687)	
	受験者数(人)	1,659 (941)	1,507 (884)	1,444 (911)	1,279 (761)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	977 (622)	950 (521)	958 (544)	
	合格者数(人)	354 (149)	376 (173)	379 (186)	381 (190)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	295 (136)	387 (171)	409 (194)	
	最終倍率(倍)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (4.6)	2.5 (3.0)	2.3 (2.8)	
任期付	申込者数(人)	373 (291)	313 (248)	194 (152)	116 (97)				9	9		
	受験者数(人)	315 (233)	261 (196)	175 (134)	90 (71)				8	9		
	合格者数(人)	75 (38)	73 (38)	50 (29)	26 (16)				7	7		
	最終倍率(倍)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	3.5 (4.6)	3.5 (4.4)				1.1	1.3		
合計	申込者数(人)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	1,939 (1,246)	1,737 (1,069)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,325 (838)	1,241 (703)	1,191 (687)	
	受験者数(人)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	1,619 (1,045)	1,369 (832)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	985 (622)	959 (521)	958 (544)	
	合格者数(人)	429 (187)	449 (211)	429 (215)	407 (206)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	302 (136)	394 (171)	409 (194)	
	最終倍率(倍)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (4.6)	2.4 (3.0)	2.3 (2.8)	

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
 2 最終倍率=受験者数/合格者数
 3 平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特別募集を除く。
 4 令和5年度の試験として令和5年度及び令和6年度にわたって実施した任期付の試験の数字は、最終合格者を発表した令和6年度に計上している。

(3) 選考による採用及び昇任

ア 選考による採用（任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く）

令和7年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表	行政職					公安職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	計		
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級		7級	6級
任命権者	知事																									
	教育委員会		3	1										1												5
	警察本部						3			2	1															6
	計		3	1			3			2	1			1												11

イ 選考による昇任（任命権者に委任しているものは除く）

令和7年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表	行政職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		計		
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級	7級	6級		7級	
任命権者	医療局																			1	1	
	企業局																					
	計																				1	1

(4) 採用選考の実施状況

ア 令和7年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
7.8.1～7.9.19	7.11.2	7.12.9	盛岡市	7.12.25

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
7	24	21	14	87.5	1.5	14	6 [4]	3.5

イ 令和7年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

区 分	受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
大卒程度	7.3.1～7.3.23	7.4.20	7.6.3	盛岡市	7.6.27
高卒程度	7.7.1～7.8.3	7.9.21	7.11.10	盛岡市	7.11.28

② 採用選考の結果

区 分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
大卒程度	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
高卒程度		9	9	8	100.0	1.1	8	3 [3]	3.0
		5	4	2	80.0	2.0	2	0 [0]	-

ウ 令和7年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
-	-	-	-	-

② 採用選考の結果

職種区分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
-	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
-	-	-	-	-	-	-	-	- [-]	-
-	-	-	-	-	-	-	-	- [-]	-

エ 令和7年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
7.3.25～7.5.20	7.6.8	7.8.6	盛岡市	7.8.27

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A)×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
2	4	4	4	1.0	1.0	3	1 [1]	4.0

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 令和7年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和7年10月17日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は15,765人であり、昨年に比べ326人（2.1%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で217人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は42.5歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の45.9歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.3歳が最も低くなっている。

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,075人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,803人となっている。

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は399,185円であり、昨年に比べ10,294円（2.6%）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は362,466円であり、昨年に比べ11,501円（3.3%）の増加となっている。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は20.9年で、昨年に比べ0.1年長くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(1)適用者の22.7年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.2年が最も短くなっている。

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.4%、女性42.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.3%、高校卒18.3%、中学卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比はほぼ同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所532（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の2,800人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、86.9%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

なお、2の(1)のアで後述するとおり、職員給与と民間給与（公民給与）の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

ア 初任給の状況

規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で18.9%（昨年12.6%）、高校卒で20.0%（同16.5%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.8%（同48.7%）、高校卒で89.8%（同78.5%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で229,152円（同209,672円）、高校卒で195,268円（同169,087円）となっている。

（注） 令和7年は企業規模100人以上の事業所、令和6年は企業規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で68.5%（昨年63.0%）、課長級では64.5%（同58.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で1.9%（同6.0%）、課長級では2.9%（同6.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で95.6%（同83.8%）、課長級では93.9%（同82.0%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で47.4%（同39.1%）、課長級では47.2%（同40.5%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で3.4%（同2.4%）、課長級で2.1%（同2.7%）となっている。

（注） 令和7年は企業規模100人以上の事業所、令和6年は企業規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で3.4%、全国で3.6%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,450円、186,200円及び206,920円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 公民給与の比較方法の見直し

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする見直しを行った。

本県においても、国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争が激化しており、受験者の確保が年々厳しさを増す中、多様で有為な人材を確保していくためには、職務・職責をより重視した

処遇の改善が必要であることから、人事院の官民比較方法の見直し内容を踏まえ、比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に見直すこととした。

見直し後の比較結果は、次のとおりである。

イ 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレ方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,975円（3.03%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
372,727 円	361,752 円	10,975 円	3.03 %

(注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

2 前記2の(1)のAの見直しを行わなかった場合の較差は、10,163円（2.81%）である。

【参考】

ラスパイレ方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額（A）と、実際に支給されている職員給与の支給総額（B）とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額（Ⅱの1の(1)のイ）及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額（Ⅱの2の(1)のウ）とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

ウ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.65月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.60月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期（A1）	344,197 円
	上半期（A2）	350,361 円
特別給の支給額	下半期（B1）	781,480 円
	上半期（B2）	832,389 円

特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.27 月分
	上半期 (B2/A2)	2.38 月分
	計	4.65 月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

2 前記2の(1)のAの見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合は、4.59月分である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和6年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.4となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

4 本年の給与改定等

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。なお、本府省職員に係る比較方法の見直しを行わない場合の民間給与との較差は、11,891円(2.87%)であった。

本県においては、前記2の(1)のイのとおり、本年4月時点の行政職給料表適用者の月例給が民間給与を10,975円(3.03%)下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 通勤手当

人事院においては、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当について、民間の同種手当の支給状況等を踏まえ、手当額を引き上げるとともに、距離区分の上限を「100km以上」として「60km以上」の部分に新たな距離区分を設けるほか、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。

併せて、月の途中で採用された職員等に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用日等から通

勤手当を支給できるようにすることとした。

本県においても、交通用具使用者に係る通勤手当については、広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態、民間の支給状況、県内のガソリン価格の変動及び国や他の都道府県との均衡等を総合的に勘案し、手当額を引き上げるとともに、距離区分の限度を100kmに引き上げ、支給月額限度を66,400円とすることが適当である。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当についても、職員が自らの負担により外部の駐車場等を利用している実態があることから、人事院勧告に準じて、手当を新設することが適当である。

加えて、月の途中に採用された職員に対する通勤手当等の支給方法についても、採用や異動の円滑化を図る必要があることから、所要の措置を講じることが適当である。

(4) 特地勤務手当等

人事院においては、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を見直すよう勧告を行った。

本県においても、広大な県土を有する本県の実情等を踏まえ、人事院勧告に準じて、所要の見直しを行うことが適当である。

(5) 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(6) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.60月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合（4.65月分）を下回っていることから、民間との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和8年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当についても、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員の期末手当については、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

(7) その他の課題等

ア 教育職員の給与

教育職員の給与については、本年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、優れた人材を確保する必要性に鑑み、教育職員の処遇の改善を図るため、令和8年1月から、教職調整額を段階的に引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとされたところであるが、改正法の趣旨を踏まえた適切な処遇を実現する観点から、速やかに必要な措置を講ずることが適当である。

併せて、令和8年4月から主務教諭の職の設置が可能となることから、本県の実情等を踏まえ、その設置の必要性を含め検討する必要がある。

さらに、改正法の趣旨を踏まえ、教職調整額の対象とならない校長、副校長等に係る処遇改善や、義務教育等教員特別手当等を見直す方針が国から示されていることから、改正法の趣旨や、本県の教育職員の実情等を踏まえるとともに、他の都道府県の動向も注視しつつ、必要な見直しを検討する必要がある。

本委員会としても、改正法の趣旨である教育職員の処遇の改善や、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進が一体的に進められることにより、優れた教育職員が確保され、学校教育の質の向上が図られることを期待する。

イ 職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築

人事院においては、優秀な人材が魅力と受け止めるような給与体系は、業績等にかかわらず一律に給与が上昇していくような年功的なものではなく、採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい水準が確保されたものであるとし、より職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。

また、職務・職責を重視した給与を実現し、給与上の課題に速やかに対処する観点から、在級期間に係る制度の廃止等を先行して実施することとしている。

本県においても、人材獲得競争が激化する中、多様で有為な人材の確保・定着を図るためには、職務・職責をより重視した給与等の処遇の改善が必要であることから、人事院の検討内容等を踏まえながら、給与制度の見直しを含めたあらゆる施策を一体的に講じていく必要がある。

ウ 獣医師の処遇改善

公務員獣医師は、公衆衛生分野及び家畜衛生分野を中心に大きな役割を担っているところであるが、近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生に伴う防疫作業や発生予防対策等により、その責任や負担は増しており、専門職としての職務・職責の重要性もこれまで以上に高まっている。

こうした中、本県においては、人材の確保に向け、採用試験の見直しや、公務員獣医師の魅力等の積極的なPRを行うとともに、初任給の基準や初任給調整手当の引上げ等により、給与上の処遇についても、逐次改善を図ってきたところである。

しかしながら、獣医関係大学の学生数が限られることや小動物の臨床志向等により、本県の公務員獣医師の確保については、非常に厳しい状況が続いていることから、必要な人材を安定的に確保するため、更なる給与上の処遇改善について検討する必要がある。

III 公務運営に関する事項

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の多発化・大規模化、社会経済情勢や国際情勢の急激な変化など、本県を取り巻く環境は、大きく変化している。

こうした中、複雑化・多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求することができる人材を安定的に確保し、育成していくことが喫緊の課題となっている。

一方、受験年齢層の人口減少や採用活動の早期化、就業意識の多様化、国や他の自治体、民間企業等との人材獲得競争の激化などの影響により、採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、本県の人材確保は、非常に厳しい状況にある。特に、一部の専門職においては、受験者数が採用予定者数を下回る職種もあり、必要な職員数を確保することが極めて困難となっている。

人事院においては、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる中で優秀な人材を確保するため、改革を新たなフェーズに進める必要があるとして、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」の4つの柱を軸に、人材マネジメント改革に取り組んでいくこととしている。

また、給与上の課題に速やかに対処するため、本年から官民給与の比較方法を見直し、より規模の大きな企業を比較対象としたところであり、今後、優秀な人材が魅力と受け止めるような職務・職責をより重視した新たな人事制度や給与体系の構築に向けた検討を進めていくこととしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、「選ばれる」魅力ある岩手県庁となるよう、人材確保策、勤務環境の整備、給与制度の見直し等のあらゆる施策を総動員し、多様で有為な人材を確保していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、インターンシップの受入れの拡充や大学訪問、OB・OG訪問の受入れ等を通じ、県職員への関心を高めるための取組を進めている。

また、令和6年度においては、県職員の魅力を紹介する採用PR動画を新たに作成し、ホームページやSNS等で配信したほか、採用内定者ガイダンスの開催や定期的な情報発信等による合格者の内定辞退防止などにも取り組んでいる。

さらに、採用が困難な専門職の確保については、試験研究機関の見学会や、高校生向けの工事現場での体験会の開催等の魅力発信の取組に加え、本年度から社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした試験（I種試験（アピール試験型））に建築職を追加するとともに、最終合格後に大学院進学を希望する者に対しては、大学院進学後の採用を可能とするなど、本委員会と連携し、試験制度の見直しも行ったところである。

こうした取組に加え、フレックスタイム制や在宅勤務制度を拡充し、柔軟な働き方ができる勤務環境の整備も進めるなど、多様で有為な人材の確保に向け、総合的な取組を推進している。

(任命権者への要請)

任命権者においては、引き続き、本委員会と連携を密にしなが、職場の魅力や県職員の業務のやりがいや戦略的に情報発信するとともに、各種説明会やインターンシップの更なる充実・強化を図り、学生等の志望意欲を喚起していく必要がある。

また、本県や他の都道府県等での職務経験を有する者を対象とした選考採用は、専門性を有した即戦力の確保や偏在が見られる職員年齢構成の是正につながるものであり、安定的な組織運営を図る上で非常に有効であることから、積極的な活用を進めていく必要がある。

こうした取組に加え、長時間勤務の解消や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員が働きやすい勤務環境の整備や、職員公舎の居住環境の改善等による福利厚生の実を充実することにより、公務の魅力高め、人材の確保及び定着を図っていくことも重要である。

障がい者の採用については、任命権者において、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を行っているところであるが、法定雇用率の段階的な引上げにより、障がい者雇用の更なる拡大が求められていることから、より一層の取組を進めていく必要がある。

そのためには、障がいのある職員が、その能力や適性を最大限発揮できるよう職域や業務について検討するとともに、受け入れる組織においても、一人ひとりの障がい特性や個性に応じた配慮等を行うことにより、働きやすい勤務環境の整備を進めていく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会においては、これまで、社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした新たな試験の導入や、勤務地を沿岸・県北地域に限定した職種区分の新設、試験実施時期の早期化、試験内容の見直し、受験年齢要件の緩和等、受験者の拡大に向け、様々な試験制度の見直しに取り組んできた。

併せて、広報活動として、オンラインによる業務説明会の開催や、大学や民間が主催する就職説明会への参加、高校生向けの出前授業、ホームページやSNSを活用した情報発信等を通じて、県職員の魅力や仕事内容、やりがいなどの積極的な発信に努めてきた。

令和6年度においては、受験者のニーズ調査やホームページの閲覧状況の分析等を踏まえ、ホームページの全面的なリニューアルを行うとともに、採用試験のPR動画を作成し、インターネット広告で配信を行うなど、情報発信の強化に取り組んだ。

加えて、給与制度のアップデートとして、初任給や若年層の給与水準の引上げを行うとともに、本年4月からは、初任給の基準の引上げを行うなど、採用市場における競争力の向上を図り、潜在的志望者層にも訴求し得るよう、給与面の処遇改善も行った。

さらに、本年度においては、社会人経験者等を対象とした試験について、全国の主要都市に設置する試験会場から受験者が選択した日時・会場で受験できるテストセンター方式を導入するとともに、採用が困難な専門職種の試験内容の見直し等を行い、受験者の更なる確保に努めているところである。

こうした取組により、本年度の社会人経験者等を対象とした試験の受験者数は、前年度比で1.4倍（83人増）となるなど、一定の効果が見られた。

一方で、今後も民間企業等との激しい人材獲得競争が続くことが見込まれることから、受験者を増やし多様で有為な人材の確保につながる試験制度となるよう、これまでの取組の効果について検証を行った上で、試験実施時期の更なる早期化や、合格発表の前倒しなど、民間企業との競合等を踏まえた試験制度の見直しについて検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成及び活躍推進

複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な個性や価値観を持った職員が互いを認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革と能力向上に取り組んでいくことが重要である。

職員の育成にあたっては、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中、異なるバックグラウンドやキャリア意識を持つ職員一人ひとりの職位やキャリア形成に応じた計画的かつ体系的な育成を行うことにより、若年層から中堅・高齢層まで、あらゆる世代の職員が向上心を持ち、成長し続けられるよう、組織的な支援を継続的に進めていく必要がある。

また、管理職員においては、職員の能力や適性、性格を十分に見極めた上で、職員の成長や希望するキャリアに応じた人材育成や、キャリア形成の支援が求められることから、管理職員のマネジメント能力の向上に向けた取組についても進めていく必要がある。

加えて、職員の年齢構成の偏在が見られる中、限られた人員体制のもと、複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員の人材育成を図るとともに、能力・実績を踏まえた従来の枠に捉われない人事管理制度の見直しを進め、職員の活躍を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

令和6年度においては、若手職員を中心とするキャリア形成への関心の高まりを受け、職員の主体的な成長を促進し、キャリア形成を支援する上での指針となるキャリアアップ・イメージを作成し、職位ごとに求められる能力や役割の明確化を図ったところである。

さらに、本年度においては、グループリーダーの早期育成を目的とした「主査3年目研修」を新設し、研修内容の充実・強化を図るなど、職員一人ひとりの成長や活躍に向けた支援や環境の整備を推進しているところである。

(任命権者への要請)

若年層を中心に離職者が増加傾向にある中、職員の定着を図るためには、職員の職務に対する満足度を向上させ、組織へのエンゲージメントを高めることが重要である。

そのためには、若手のうちから成長を実感でき、採用年次等に捉われず実力本位で挑戦できる勤務環境の整備や、一人ひとりのキャリア形成を支援する能力開発に取り組んでいく必要がある。

また、少子高齢化の進展により労働力人口が減少していく中で、高齢者の能力や経験を十分活用していくことが、社会的な課題として求められている。

公務においても、定年年齢の引上げに伴い、定年前の高齢層職員が今後増加していくことから、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責に応じ、その能力を十分に発揮し、高いモチベーションを持ちながら職務に従事できるよう、本県の在職実態も踏まえた勤務環境の整備を行っていく必要がある。

女性職員の活躍推進については、本年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は34.7%と増加傾向にある。また、管理職員に占める女性の割合は15.1%となっており、「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」で定める令和7年度目標（15%）を既に達成している。

引き続き、意欲や能力のある女性職員の積極的な登用を進めるとともに、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた勤務環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(人事委員会の対応)

人事院は、職員の自律的なキャリア形成の促進、自己実現のニーズの高まり等の社会情勢の変化を踏まえ、職員の自己実現や社会課題の解決に繋がる兼業を可能とする見直しを行うこととしている。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境を整備することは、公務を支える多様で有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するとともに、兼業で得た学びを公務に活かすことにより、効率的な行政運営の推進や職員満足度の向上にもつながることから、本委員会においても、国や他の都道府県の動向を踏まえ、地域の課題や実情に応じて職員が兼業に取り組める環境の整備について、必要な検討を行っていく。

2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で、意欲を持ってその能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備は、複雑化・多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供するための基盤となるものである。

加えて、職員の職務満足度や幸福度の向上につながるものであり、ひいては組織パフォーマンスの向上や多様で有為な人材の確保・定着にも資することから、極めて重要である。

こうした勤務環境の整備をより一層推進するため、引き続き、仕事と生活の両立支援や、長時間勤務の解消、ハラスメント防止対策、心身の健康増進に重点的に取り組んでいく必要がある。

(1) 仕事と生活の両立支援

本県においては、これまで柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度等の整備・拡充を行うとともに、両立支援制度を利用しやすい職場づくりにも取り組んできたところである。

また、本委員会においては、昨年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告」という。）において、任命権者に対し、フレックスタイム制の拡充をはじめ、在宅勤務制度等の柔軟な働き方の推進、育児時間の取得パターンの多様化、子に係る休暇制度の拡充、仕事と介護の両立支援制度の強化等、両立支援の更なる充実・強化を求めたところである。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、育児や介護等の事情を有する職員を含めた誰もが安心して働き続け、活躍できる勤務環境の整備は、極めて重要であることから、両立支援の取組をより一層推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、本委員会の報告を踏まえ、フレックスタイム制の対象職員の拡大やいわゆる選択的週休3日制の導入、子に係る看護休暇の取得事由や取得日数の拡充、仕事と育児・介護の両立支援制度の周知や意向確認の義務化等の制度の見直しを行った。

併せて、「男性の育児休業取得促進のためのリーフレット」の作成、外部講師による父親を対象としたセミナーの開催、「仕事と家庭の両立ハンドブック」の内容の充実など、仕事と育児・介護の両立支援制度を利用しやすい職場づくりにも取り組んできた。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率については、いずれの任命権者においても上昇傾向にある。特に、知事部局等においては、令和6年度は98.7%と100%に近い取得率となっており、取組の成果が着実に現れている。

(任命権者への要請)

任命権者においては、職員が安心して働き続けることができる職場の実現に向け、必要な両立支援制度を選択できるよう、制度の利用実態や課題等の把握に努め、必要な改善を図るとともに、引き続き、制度の周知や利用しやすい環境の整備に取り組む必要がある。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、警察部門、教育委員会等の男性職員の育児休業の取得率を令和12年までに85%とすることとされているところであるが、特に、教育委員会においては、目標値と未だ乖離が生じていることから、育児休業等に対する理解促進や業務分担の見

直し等による適切な業務管理など、総合的な取組をより一層推進し、取得率を高めていく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会においても、職員の希望や事情に配慮した勤務が可能となるよう、国や他の都道府県、民間の取組等も参考とし、引き続き、効果的な制度のあり方等について研究を進めるとともに、任命権者とも連携しながら、制度の周知や利用しやすい環境の整備に取り組み、仕事と生活の両立支援を推進していく。

(2) 長時間勤務の解消等

長時間勤務の解消は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、また、職員の心身の健康の保持増進や、仕事と生活の両立にも寄与するとともに、多様で有為な人材の確保にも資することから、極めて重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまでも業務量の平準化、適正な勤務時間管理の徹底、職員の意識改革、デジタル技術を活用した業務の効率化などの取組を進めてきた。

本年度においては、業務改革をテーマとした「働き方改革セミナー」を開催し、業務改革に向けた管理職員のマネジメント力の強化を図るなど、更なる働き方改革に向けた取組を推進しているところである。

令和6年度の職員1人あたりの月間超過勤務時間数は、これまでの取組により減少した部署がある一方、全体で前年度より0.3時間増加し、15.0時間となった。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員数は、他律的業務の比重が高い部署（月100時間未満・年720時間の上限）においては、前年度に比べて減少したものの、原則的部署（月45時間・年360時間の上限）においては、知事部局において大幅に増加した。これは、主として豚熱や複数発生した高病原性鳥インフルエンザ、大船渡市林野火災等の危機事案への対応によるものであり、特に、高病原性鳥インフルエンザ事案においては、多くの職員が通常業務に加え、まん延防止の観点から昼夜を問わず防疫作業等に従事せざるを得なかったものである。

一方で、本委員会の令和5年の報告において改善の必要性を言及した「県議会対応業務」については、県議会の御理解と御協力を得ながら、様々な取組が進められており、令和7年2月定例会における県議会対応業務に係る超過勤務時間数が前年度に比べて大幅に減少するなど、着実に成果を上げているところである。

(任命権者への要請)

任命権者においては、他律的業務の比重が高い部署の指定や特例業務の適用に際しては、業務内容等を十分精査して必要最小限のものとするなど、制度の適切な運用に留意するとともに、定例的な業務により恒常的に長時間勤務となっている場合と、災害対応等のような突発的な業務により長時間勤務となった場合とを区別した上で、引き続き、要因の整理・分析を行い、その結果を踏まえた対策を講じていく必要がある。

また、迅速かつ柔軟な職員の配置や適正な人員の確保、業務プロセスの抜本的な見直しなど、実効性の高い取組をより一層推進していく必要がある。

併せて、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、計画的かつ効率的な業務の遂行に努めるなど、組織全体で長時間勤務の解消に向けた取組を進めていく必要がある。

(教育職員の長時間勤務の解消)

学校教育の実施に当たっては、教育職員一人ひとりの自発性・創造性の発揮が大いに期待される一方、学校が対応する課題は複雑化・困難化しており、教育職員の長時間勤務の解消は、心身の健康保持や教育活動の質の向上のみならず、教育職員の志望者の確保の観点からも極めて重要である。

教育委員会では、岩手の未来を担う大切な子どもたちに質の高い教育の提供を実現するため、「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」において、時間外在校等時間が月80時間以上の教育職員数をゼロにする目標を掲げ、会議の効率化等の業務改善や法務相談体制の整備、長時間勤務者への産業医による保健指導の強化等の取組を進めている。

こうした取組により、本委員会が実施した事業場調査によると、時間外在校等時間が月100時間以上の教育職員数（実数）は、令和6年度は8人となっており、令和元年度の668人から大幅に減少した一方、月80時間を超える教育職員数は、一定程度減少したものの、未だ189人に上っていることから、更なる取組を推進して

いく必要がある。

本年6月、優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革等の一層の推進を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われ、「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画」（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表や実施状況の公表が義務付けられた。

教育委員会においては、改正法の趣旨を踏まえ、時間外在校等時間の実態把握と要因分析に基づいた教育職員の業務量・勤務時間の適切な管理を行い、学校と教育職員が担う業務の適正化に向けた実効性の高い取組を進めていく必要がある。

また、取組を進めるにあたっては、市町村教育委員会等とも十分に連携し、県全体の教育職員の勤務環境の整備や働き方改革を一層推進していく必要がある。

（休暇の取得促進）

任命権者においては、休暇計画表の作成や休暇取得推進期間の設定等を通じ、職員に対して年5日以上を取得を働き掛けるなど、休暇の取得促進に向けた取組を行っている。

年次有給休暇の取得は、職員の健康の保持増進や仕事と生活との調和はもとより、公務能率の向上にも寄与するものであることから、職員が年5日以上有給休暇を確実に取得できるよう、引き続き、計画的な取得の促進や、取得しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、引き続き、事業場調査や任命権者との意見交換の場等を通じ、適時適切に指導・助言を行うことにより、長時間勤務の解消や休暇の取得促進に向け、労働基準監督機関としての役割を適切に果たしていく。

また、教育委員会における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や取組の実施に当たっては、教育職員の業務量の適切な管理や、健康と福祉の確保につながるよう必要な支援や助言等を行っていく。

(3) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。

また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、職員が自らの能力を充分発揮し、県民に質の高い行政サービスを提供するためにも、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員は、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が安心して業務を遂行できる職場づくりに努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりが互いの人格を尊重し、ハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

なお、今般の知事部局における上司からのパワー・ハラスメントに起因する自死事案については、非常に憂慮すべきものである。知事部局においては、当該事案の発生を受け、ハラスメントの防止等に関する基本方針を策定し、相談体制の強化等により再発防止に努めてきたところであるが、任命権者においては、二度とこのような事案が発生することのないよう、ハラスメントの防止対策により一層取り組んでいく必要がある。

また、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）については、本年6月に公布された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部改正法により、事業主が雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられ、知事部局においては、本年8月に「岩手県職員カスタマーハラスメント対策ガイドライン」を策定したところである。

行政サービスの利用者等からのカスタマー・ハラスメントは、職員の職務能率の低下にもつながり得るものであり、適切に対応していくための体制を整備するとともに、各種研修や「コンプライアンス確立の日」の取組等を通じ、職員の意識啓発を図るなど、これまでのハラスメント対策に加えて、カスタマー・ハラスメントについても、対策を講じていく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、管理職員に対して各種研修や人事評価の機会を活用したハラスメント対策の必要性に係る意識付けを行うとともに、職員に対して「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行っている。

本年度からは、若手職員や中堅職員を対象とした研修においてもハラスメントの講義を行い、ハラスメントの防止に向けた意識醸成を図るとともに、相談窓口の拡充や相談員の増員などを行い、職員がより相談しやすい環境を整備したところである。

一方で、本委員会が設置する苦情相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数は、令和6年度は前年度より1件増加し、20件となっており、相談件数全体の約6割と高い割合を占めている。

また、任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和6年度は前年度より3件増加し、32件となっており、依然として高止まりしている状況にある。

(任命権者への要請)

職場におけるハラスメントを防止するためには、相談しやすい環境の整備や、職員がハラスメントに対する十分な理解と認識を持つことが重要である。

また、ハラスメントの未然防止に加え、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、被害者を守るとともに、行為者に対する適切な指導等を行い、問題の早期解決を図っていくことも重要である。

任命権者においては、引き続き、管理職員の役割の重要性に係る意識付けや、職員への意識啓発、相談窓口の強化・周知に努める必要がある。

加えて、ハラスメントは断じて許されないという意思の下、管理職員をはじめとする職員一人ひとりが互いの人格を尊重しながら、ハラスメントのない職場の実現に向け、不断の取組を進めていく必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、県民の声を県政に生かすことを基本としながらも、常識の範囲を超えた過度な要求等に対しては、職員個人に任せることなく組織として迅速かつ適切に対応するため、対応方針の策定や体制の整備、研修の実施等の取組を進め、職員が安心して働くことができる勤務環境を整備していく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会においては、引き続き、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と緊密に連携し、迅速かつ適切な問題解決につなげていく。

併せて、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、苦情相談制度や相談窓口の周知を強化するとともに、各種研修や啓発教材の貸出し等を通じ、ハラスメントの防止に向けた職員の意識を高めていく。

加えて、任命権者が設置する相談窓口の担当職員に対する研修を実施することにより、県全体での相談対応のレベルアップを図っていく。

こうした取組により、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる勤務環境の実現につなげていく。

(4) 心身の健康増進

心身の健康の保持増進は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供する上で極めて重要であり、仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するための基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員一人ひとりの健康に配慮するとともに、適切な健康管理を行い、職員の心身の健康を確保していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、各種健康診断や生活習慣病等の予防、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導に取り組んでおり、特に、メンタルヘルスについては、ストレスチェックや個別相談等の実施による精神疾患の未然防止から復職支援、再発防止まで一貫した対策を総合的に推進しているところである。

しかしながら、精神疾患を原因とする長期療養者の割合は、高い水準で推移しており、年代別に見ると、20歳台の若手職員の割合が高くなっている。

こうした中、知事部局においては、本年度から本庁に心理相談専門員や保健師等の専門職員を増員して配置したところであり、教育委員会においても、昨年度から2～6か月の間において月平均80時間以上の長時間勤務

を行った職員に産業医等による面接指導を義務づけるなど、メンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいる。

また、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保し、心身の健康の保持増進を図るため、知事部局においては昨年6月から、教育委員会においては教育機関以外の職員を対象に本年6月から、勤務間インターバル制度の試行を開始したところである。

(任命権者への要請)

任命権者においては、メンタルヘルスの不調は誰でも抱え得る問題であることを前提として、ストレスチェックで高ストレスと判定された職員が産業医等による面接指導を申し出るように勧奨するなど、予防と早期発見、早期対応のための取組をより一層推進する必要がある。

特に、精神疾患による長期療養者に対しては、円滑な職場復帰や再発防止に向け、回復過程に応じたきめ細かなフォローアップ等に一層努めていく必要がある。

加えて、管理職員においては、若手職員に対して、適切なフォローや日頃のコミュニケーション等を通して、不調への気付きや仕事の悩みを相談しやすい環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの集団分析結果も活用して、職員がいきいきと働くことができる勤務環境の整備に率先して取り組む必要がある。

また、勤務間のインターバル確保については、仕事と生活の調和がとれた働き方の実現につながるのと同時に、公務能率の向上を図る観点からも重要であることから、試行に係る課題の検証等を行った上で、国及び他の都道府県の取組も参考に、実効性の高い制度のあり方について検討を進めていく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会においては、引き続き、心身の健康の保持増進に向けた任命権者の取組を支援していくとともに、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえながら、労働基準監督機関として、労働関係法令の周知徹底や、必要な指導・助言を行っていく。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給については初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を、特別給については期末手当及び勤勉手当の双方の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、県民の安全・安心な暮らしを守り、幸福を実現するため、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興をはじめ県が直面する様々な課題に対し、日々職務に全力を挙げて精励しているものと認識している。加えて、本年、県内で複数発生した高病原性鳥インフルエンザや大船渡市林野火災においては、多くの職員が昼夜を問わず防疫作業や災害対応に尽力したところであり、心から敬意を表する。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるものであり、職員が高い士気を維持し、個人と組織の力を最大限発揮しながら持続可能な行政運営を確保するための基盤となるものである。

また、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と併せて取り組むことにより、公務職場の魅力を一層高め、多様で有為な人材の確保及び定着にも資するものとする。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(3) 通勤手当

- ア 交通用具使用者に係る通勤手当の額について、支給月額を66,400円とすること。
 - イ 1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設すること。
- (4) 宿日直手当
- 勤務1回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員に係る宿日直勤務は7,700円、その他の職員に係る宿日直勤務は4,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ11,550円、7,050円）とすること。
- (5) 期末手当及び勤勉手当
- ア 令和7年12月期の支給割合
- (ア) 特定幹部職員以外の職員
- 期末手当の支給割合を1.275月分、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、期末手当の支給割合を0.725月分とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。
- (イ) 特定幹部職員
- 期末手当の支給割合を1.075月分、勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。
- イ 令和8年6月期以降の支給割合
- (ア) 特定幹部職員以外の職員
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分とすること。
- (イ) 特定幹部職員
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6125月分とすること。
- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
- (1) 給料表
- 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- (2) 期末手当
- ア 令和7年12月期の支給割合
- 期末手当の支給割合を1.775月分とすること。
- イ 令和8年6月期以降の支給割合
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。
- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
- (1) 給料表
- 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。
- (2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当
- ア 令和7年12月期の支給割合
- 期末手当の支給割合を0.975月分、勤勉手当の支給割合を0.90月分とすること。
- イ 令和8年6月期以降の支給割合
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(5)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のアについては令和8年1月1日から、Iの1の(3)のイ、(5)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

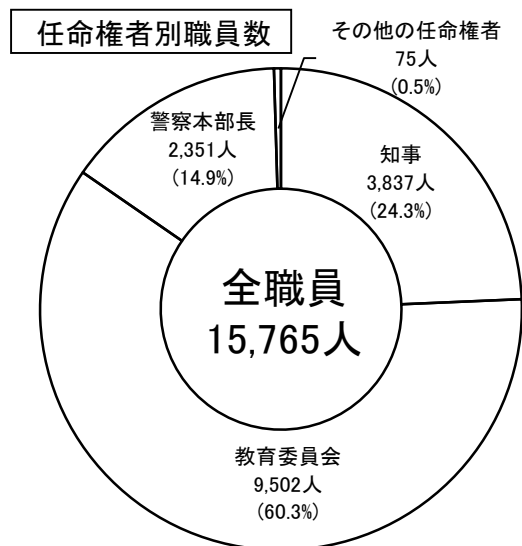
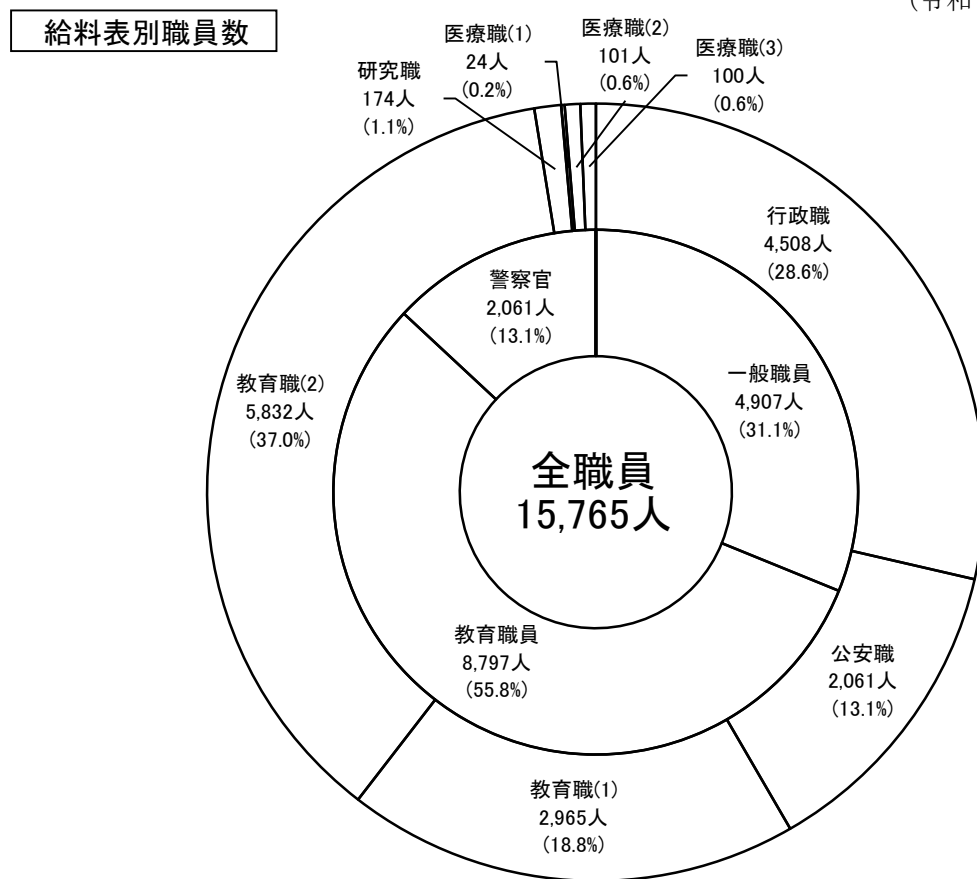
承認事務の処理件数

項目	任命権者								計
	知事	議会議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	
採用者の職務の級等の承認事務									
採用者の号給の承認事務	39		53	15	2				109
昇格者の職務の級の承認事務									
昇給の承認事務				2					2
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務	2								2
その他の承認事務	2				1				3
計	43		53	17	3				116

(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(令和7年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

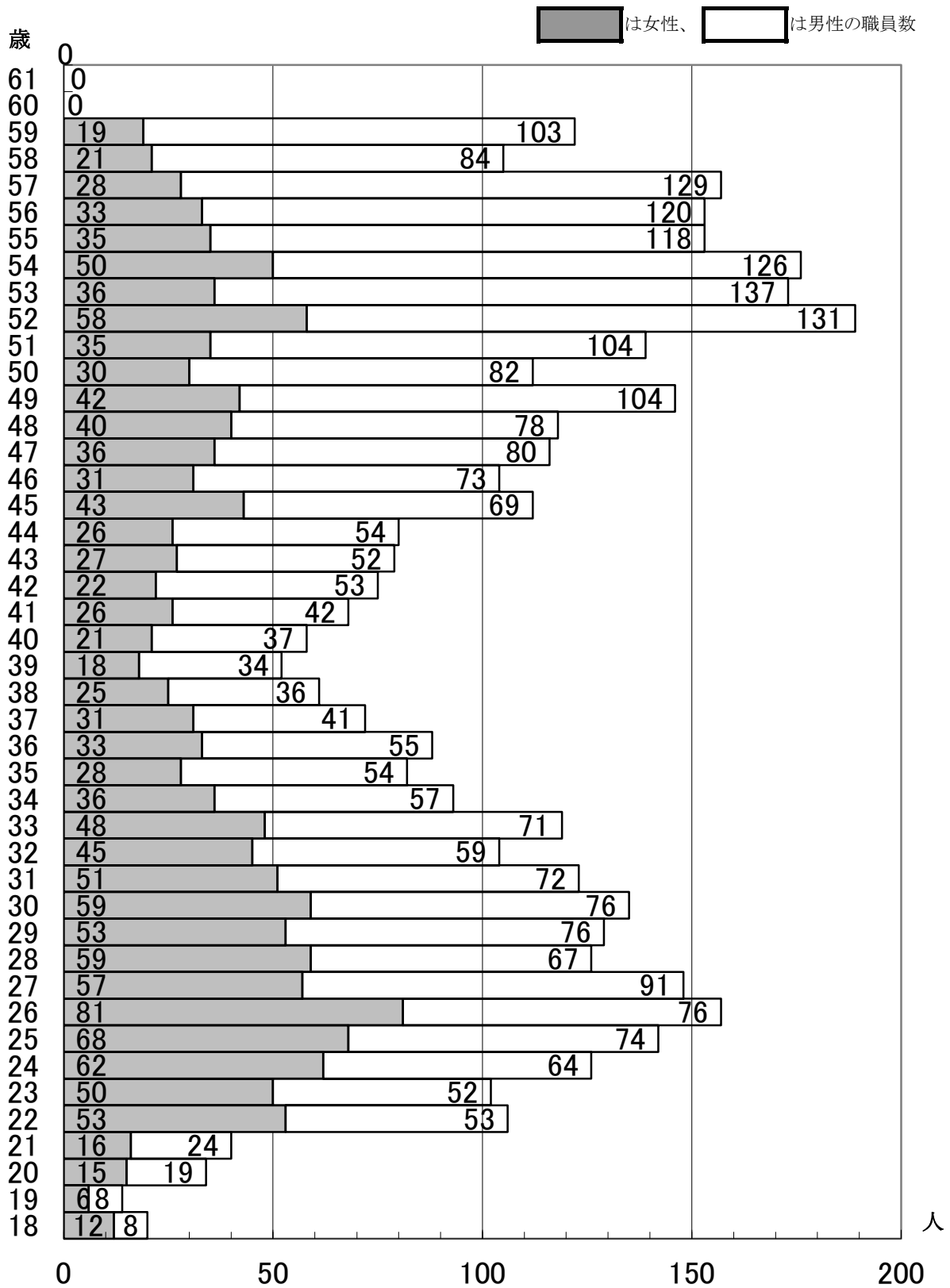
議会議長	32
人事委員会	16
代表監査委員	17
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 令和7年4月1日現在)



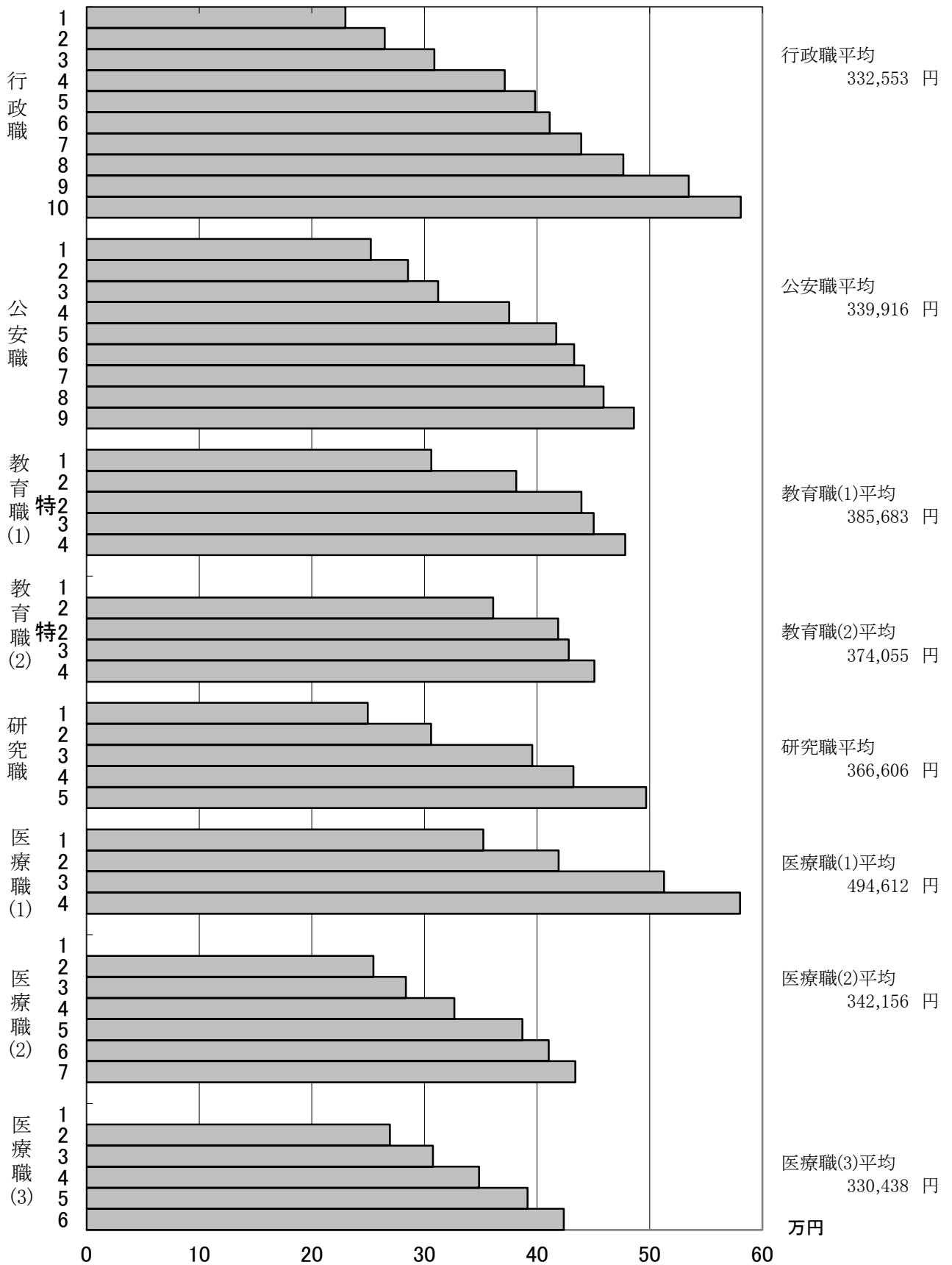
ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

(令和7年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
計	15,765	42.5	20.9	0.76	12,202 (77.4)	671 (4.3)	2,891 (18.3)	1 (0.0)	9,043 (57.4)	6,722 (42.6)	399,185
行政職	4,508	40.8	19.8	0.68	2,479 (55.0)	194 (4.3)	1,834 (40.7)	1 (0.0)	2,943 (65.3)	1,565 (34.7)	362,466
公安職	2,061	37.3	16.8	1.19	980 (47.5)	133 (6.5)	948 (46.0)	—	1,807 (87.7)	254 (12.3)	370,428
教育職 (1)	2,965	45.3	22.7	0.83	2,762 (93.2)	95 (3.2)	108 (3.6)	—	1,597 (53.9)	1,368 (46.1)	431,705
教育職 (2)	5,832	44.2	21.7	0.64	5,613 (96.2)	219 (3.8)	—	—	2,503 (42.9)	3,329 (57.1)	420,666
研究職	174	43.6	20.8	0.79	173 (99.4)	0 (0.0)	1 (0.6)	—	123 (70.7)	51 (29.3)	397,938
医療職 (1)	24	45.9	21.9	1.00	24 (100.0)	—	—	—	21 (87.5)	3 (12.5)	843,397
医療職 (2)	101	42	18.8	0.61	90 (89.1)	11 (10.9)	—	—	39 (38.6)	62 (61.4)	377,719
医療職 (3)	100	38.8	16.2	0.38	81 (81.0)	19 (19.0)	—	—	10 (10.0)	90 (90.0)	348,199

工 給料表別、級別平均給料月額

(令和7年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
計	人	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	17,914	17,726	17,660	17,526	17,375	17,263	16,931	16,547	16,091	15,765
行政職	人	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	4,591	4,655	4,711	4,702	4,658	4,565	4,508
公安職	人	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	2,098	2,080	2,084	2,074	2,071	2,062	2,061
教育職(1)	人	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	3,347	3,319	3,273	3,206	3,112	3,010	2,965
教育職(2)	人	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	7,056	6,885	6,762	6,511	6,282	6,049	5,832
研究職	人	202	197	196	192	194	191	191	193	193	194	187	191	184	181	174
医療職(1)	人	16	17	17	17	18	18	21	19	17	23	26	26	25	21	24
医療職(2)	人	167	159	143	139	138	129	124	125	126	126	120	120	117	105	101
医療職(3)	人	86	91	92	93	93	95	97	99	98	93	100	101	98	98	100
指定職	人															
特定任期付職員	人				1	1	1									
2号任期付研究員	人				2	1	1	1	1							

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
計	歳	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	44.1	43.9	43.8	43.5	43.3	43.2	43.0	42.8	42.7	42.5
行政職	歳	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	41.2	40.9	40.9	40.8	40.7	40.7	40.8
公安職	歳	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	37.9	37.7	37.7	37.6	37.6	37.5	37.3
教育職(1)	歳	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	44.4	44.6	44.8	45.0	45.1	45.1	45.3
教育職(2)	歳	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	46.3	46.0	45.7	45.4	45.1	44.7	44.2
研究職	歳	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	42.8	43.1	43.4	43.5	43.9	44.1	43.6
医療職(1)	歳	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	47.6	45.1	46.3	43.1	44.6	47.8	45.9
医療職(2)	歳	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	42.4	42.8	43.0	43.3	43.0	43.2	42.0
医療職(3)	歳	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	42.5	40.5	40.3	39.5	39.3	38.8	38.8
特定任期付職員	歳															
2号任期付研究員	歳															

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	年															
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
行政職	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521	323,416	321,304	319,731	318,653	318,484	321,766	332,553	
公安職	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958	320,546	320,565	320,923	321,470	322,818	327,262	339,916	
教育職(1)	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334	370,437	371,419	372,047	372,919	373,881	376,869	385,683	
教育職(2)	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086	375,212	372,445	369,992	367,884	365,940	366,711	374,055	
研究職	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183	351,875	352,719	355,570	354,247	357,093	359,258	366,606	
医療職(1)	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421	490,511	470,356	475,634	458,842	469,152	494,871	494,612	
医療職(2)	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389	332,859	333,961	335,344	336,090	335,326	338,743	342,156	
医療職(3)	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709	333,325	324,126	320,897	315,763	315,295	317,704	330,438	
特定任期付職員																
2号任期付研究員																

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	29		30		31	2	3	4	5	6	7
	減額前	減額前	減額前	減額前							
職員給与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
民間給与	360,920	361,139	357,986	358,214	353,986	351,136	351,165	348,842	347,618	352,677	361,752
較差	361,676		358,823		354,432	351,088	351,171	349,857	351,454	363,635	372,727
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.21	0.15	0.23	0.17	0.13	△0.01	0.00	0.29	1.10	3.11	3.03

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和37年人事委員会規則第9号）第4条及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則（昭和37年人事委員会規則第10号）第4条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

令和7年度における分限処分の報告件数は6件、懲戒処分の報告件数は36件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

(1) 分限処分の状況

令和7年度における分限処分の報告件数は6件で、前年度より5件増加した。

ア 7年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良			1		1
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				5	5
計		0	1	5	6
任命権者別	知事部局		1		1
	教育委員会			4	4
	警察本部			1	1

イ 過去5年間の件数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
勤務成績不良						
心身故障						
刑事事件提訴			2	1	1	1
計		0	2	1	1	1
処分の種類	免職					
	降任					
	休職		2	1	1	1

(2) 懲戒処分の状況

令和7年度における懲戒処分の報告件数は36件で、前年度から6件増加した。

事由別にみると、公務外非行の10件が最も多く、次いで速度超過が8件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局は12件で前年度から8件の増加、教育委員会は17件で前年度から6件の減少、警察本部は7件で前年度から4件の増加であった。

ア 7年度の状況

理由		種類				
		免職	停職	減給	戒告	計
交通事故		0	0	2	4	6
酒気帯び運転		2	0	0	0	2
速度超過		0	0	0	8	8
一般服務		0	0	1	2	3
業務処理		0	0	4	1	5
公金等取扱		0	0	0	0	0
職員団体活動		0	0	0	0	0
監督責任		0	0	0	2	2
公務外非行		3	2	3	2	10
計		5	2	10	19	36
任命権者	知事部局	2	0	3	7	12
	教育委員会	3	0	3	11	17
	警察本部	0	2	4	1	7

イ 過去5年間の件数の推移

処分事由		処分の種類				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般服務・ 業務処理	違法な職員団体活動					
	欠勤、不適切処理等	4	9	14	14	11
	小計	4	9	14	14	11
その他非行	交通法規違反等	13	7	10	13	14
	その他	13	8	7	3	3
	小計	26	15	17	16	17
監督責任関係		5	3	12	3	2
計		22	33	43	33	30
任命権者別	知事部局	12	7	8	7	4
	教育委員会	20	15	35	24	23
	警察本部	1	5	0	2	3

審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和7年度に係属した事案はなかった。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和7年度に係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和6年 度末係属 件数	令和7年 度中の申 立件数	令和7年 度中の取 下げ件数	令和7年 度中の判 定件数	令和7年 度末係属 件数
県 関 係		0	0	0	0	0	0
受 託 市 町 村 等 関 係		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和7年度末において、令和6年度中に受理した1件を裁決した。この事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒免職処分取消請求事案（6人委（審）第2号事案）

書面審理を行い、令和8年1月29日に裁決（棄却）を行った。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和7年度末において、令和6年度中に受理した1件を裁決し、令和7年度中に受理した2件が係属している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒停職処分取消請求事案（6人委（審）第1号事案）

書面審理を行い、令和7年5月15日に裁決（棄却）を行った。

(b) 戒告処分取消請求事案（7人委（審）第1号事案）

令和7年10月30日に受理を決定した。

- (c) 停職処分取消請求事案（8人委（審）第1号事案）
令和8年2月25日に受理を決定した。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和6年 度末係属 件数	令和7年 度中の申 立件数	令和7年 度中の取 下げ件数	令和7年 度中の判 定件数	令和7年 度末係属 件数
県 関 係	6人委（審）第2号事案	1	1	0	0	1	0
受 託 市 町 村 等 関 係	6人委（審）第1号事案 7人委（審）第1号事案 8人委（審）第1号事案	3	1	2	0	1	2
合 計		4	2	2	0	2	2

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計 8 人（職員課 審査・給与担当職員 8 人） うち女性 6 人（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

令和 7 年度中に受理した件数は 79 件（実件数）となっており、男女別では、男性 29 件、女性 47 件、その他・不明が 3 件で、任命権者別では、知事部局 15 件、教育委員会 20 件、警察本部 0 件、市町村・一部事務組合等 24 件、その他・不明が 20 件となっている。

相談の申出方法は、電話 51 件、メール 22 件、面談 4 件、書面 2 件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は令和 6 年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	1 (0)	6 (2)	0 (0)	3 (2)	1 (4)	11 (8)
給与	1 (1)	3 (0)	0 (0)	1 (3)	2 (0)	7 (4)
勤務時間、休暇、服務等	4 (2)	5 (3)	0 (0)	5 (7)	0 (3)	14 (15)
健康安全等	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (3)
セクハラ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
パワーハラ	4 (11)	5 (2)	0 (0)	8 (6)	7 (8)	24 (27)
パワーハラ以外のいじめ等	5 (7)	1 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (4)	11 (15)
公平審査	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (4)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	8 (9)	10 (16)
計	15 (25)	20 (9)	0 (1)	24 (24)	20 (29)	79 (88)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 47 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 16 件、他機関を紹介したものが 15 件、その他が 1 件となっている。

なお、審査請求に移行した事例及び措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

令和7年4月からの知事部局等における職の設置等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

令和7年4月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が28件あった。

(イ) 状況

令和6年度末登録団体総数	新規登録団体数	解散等団体数	変更届出			法人となる旨の申出	令和7年度末登録団体総数
			規約	役員	所在地		
33	0	0	0	28	0	0	33

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

令和7年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

そこで、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、労働基準及び労働安全衛生の遵守状況に関する調査（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた現地指導を実施しており、令和7年度は、当委員会所管の全168事業場について実施した。（兼務職員のみ10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局50事業場、教育委員会89事業場、警察22事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（7年度受付分）

	衛生管理者の選任報告(件)	産業医の選任報告(件)	定期健康診断結果報告(事業場)	ストレスチェック結果報告(事業場)75	特殊健康診断・特定健康診断結果報告(事業場)	労働者死傷病報告(件)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定(件)
知事部局	11	3	15	12	4	1	0
教育委員会	11	3	51	46	42	19	0
警察	11	1	34	17	15	101	0

(イ) 宿日直許可の状況について（8.3.31現在）

知事部局	5
教育委員会	20
警察	23
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（8.3.31現在） 設置事業場数 41（廃止分を除く。）

	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	37	33	1	4
本年度設置基数 (B)	0	0	0	0
本年度廃止基数 (C)	2	1	0	0
本年度末の総数設置基数(D) <(A)+(B)-(C)>	35	32	1	4

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区 分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	0	0	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	40	33	32	1	2

(検査結果)

- 1 ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。本年度における検査結果は概ね良好であった。
- 2 クレーンの性能検査は2年に一度であり、設置事業場数とは一致しない。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、令和8年4月1日現在で13市15町4村18一部事務組合3広域連合の合計53団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡広域環境組合の1市3一部事務組合である。

(6) 退職管理関係

地方公務員法の一部改正により、平成28年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、令和7年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。

参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(令和8年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種		1-29	239,300
		II種		1-19	224,100
		III種		1-9	208,000
	その他	高等学校卒		1-5	201,600
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士		1-29	239,300
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士		1-13	214,500
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士		1-9	208,000
		航空無線通信士			
		第3級総合無線通信士		1-5	201,600
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
第1級海上特殊無線技士					
その他の資格					

公安職給料表

正規の試験	警察官	1-7	241,500
-------	-----	-----	---------

教育職給料表(1)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-35	319,300
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-17	283,800
	大学卒	2-5	267,200
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	短大卒	1-15	245,600
	大学卒	1-25	261,900
	短大卒	1-15	245,600
	高校卒	1-5	223,500

教育職給料表(2)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-47	319,300
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-29	283,800
	大学卒	2-17	267,200
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	短大卒	2-7	250,100
	大学卒	1-25	261,900
	短大卒	1-15	245,600
	高校卒	1-5	223,500

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-29	248,100
	II種		1-19	229,600
	III種		1-9	210,500
そ の 他	博士課程修了 〔大学6卒 後のもの に限る。〕		1-65	288,400
	博士課程修了		1-61	286,100
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-41	264,500
	高 校 卒		1-5	202,000

医療職給料表(1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-37	402,500
	大 学 6 卒	1-13	342,000

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-15	274,100
	短大3卒	2-9	268,700
看 護 師	短大3卒	2-9	268,700
	短大2卒	2-5	265,100
准看護師	准看護師養成所卒	1-5	230,300

医療職給料表(2)

薬 劑 師	大 学 6 卒	2-19	262,100
	大 学 4 卒	2-5	246,600
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	262,100
	大 学 4 卒	2-5	246,600
栄 養 士	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 卒	1-15	230,200
診療放射線技師	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
臨床検査技師	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
衛生検査技師	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 卒	1-15	230,200
臨床工学技士	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
視能訓練士	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
言語聴覚士	大 学 卒	2-5	246,600
	短 大 3 卒	1-21	238,800
歯科衛生士	短 大 3 卒	1-21	238,800
	短 大 2 卒	1-15	230,200
	高校専攻科卒	1-11	222,100
歯科技工士	短 大 3 卒	1-21	238,800
	短 大 2 卒	1-15	230,200
あん摩マッサージ 指 圧 師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短 大 3 卒	1-21	238,800
	短 大 2 卒	1-15	230,200
	高 校 卒	1-5	210,700
そ の 他	高 校 卒	1-5	210,700

(2) 級別職務区分表

(令和8年4月1日現在)

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の事務 部局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 専門幹ス ポーツ医 ・科学 員 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任主査 行政専門 員	総括課長 特命参事 技術特命 参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 防災危機 管理監 ふるさと 振興監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	総括課長 特命参事 技術特命 参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 防災危機 管理監 ふるさと 振興監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	副部長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路担当 技監 河川港湾 担当技監 まちづく り担当技 監 首席調査 監 首席ふる さと振興 監 首席少子 化対策監 首席I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監	企画理事 部長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 技術特命 参事 室長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 技術特命 参事 室長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
						林務出張 所長 主任主査 主任主査 行政専門 員	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除く。) に限る。) 納税課長 (盛岡に 限る。) 課税課長 (盛岡に 限る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除く。) に限る。) 納税課長 (盛岡に 限る。) 課税課長 (盛岡に 限る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長				
出先 機関	県税セン ター					自動車・ 軽油課税 課長	所長 管理課長 法人課税 課長	所長 管理課長 法人課税 課長				
	東京事務 所					副部長	部長	部長	所長			

区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	東日本大震災津波伝承館					事業課長	総務課長	総務課長	副館長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学技術研究センター					副所長			所長		
	環境保健研究センター					企画情報部長	副所長	副所長	所長		
	県民生活センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県 央に限る。)			
	福祉総合相談センター					課長	部長 緊急支援 課長	部長 緊急支援 課長	所長		
	児童相談所					次長 課長	所長	所長			
	高等看護学院										
	精神保健福祉センター					次長					
	杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
	大阪事務所				次長	次長	所長	所長			
	名古屋事務所					次長	所長	所長			
	福岡事務所				次長	次長	所長	所長			
	産業技術短期大学校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 専門幹講師 上席講師	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	高等技術 専門学校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
	病虫害防 除所					次長	所長	所長			
	漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
	生物工学 研究所						所長	所長			
	農業研究 センター					課長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長			
	林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
	水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
	内水面水 産技術セ ンター										
	農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 専門幹講 師 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
	農業改良 普及セン ター					課長 普及サブ センター 所長	所長	所長			
	北上川上 流流域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
	花巻空港 事務所					次長	所長	所長			
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 主任主査 行政専門 員	特命参事 技術 特命 参事	特命参事 技術 特命 参事	参事 技術参事		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	専門幹 技術専門 幹 副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹 企画指導 監 技術企画 指導監 コーディネ ーター	総括企画 指導監 総括技術 企画指導 監	首席企画 指導監 首席技術 企画指導 監	統括企画 指導監 統括技術 企画指導 監	
	専門職員				上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	専門特別税 務調査員 専門幹通信 技師 専門幹消防 教官 上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別税 務調査員				
				主査通信 技師 主任通信 技師 主査消防 教官 主任消防 教官	主査通信 技師 主査消防 教官						
					上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員	専門幹社 会福祉主 事 専門幹障が い者福祉司 専門幹児 童福祉司 専門幹相 談調査員 専門幹児 童心理司 専門幹心 理判定員 専門幹児					

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
						童指導員 専門幹職 業指導員 専門幹生 活指導員 専門幹児 童自立支 援員 上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員						
					上席児童 心理司	上席児童 心理司	首席児童 福祉司					
					上席心理 判定員	上席心理 判定員						
					上席児童 指導員	上席児童 指導員	首席児童 指導員					
					上席職業 指導員	上席職業 指導員						
					上席生活 指導員	上席生活 指導員						
					上席児童 自立支援 専門員	上席児童 自立支援 専門員						
				主査社会 福祉主事	主査社会 福祉主事							
				主任社会 福祉主事								
				主査障がい 者福祉司	主査障がい 者福祉司							
				主任障がい 者福祉司								
				主査児童 福祉司	主査児童 福祉司							
				主任児童 福祉司								

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査相談 調査員 主任相談 調査員 主査児童 心理司 主任児童 心理司 主査心理 判定員 主任心理 判定員 主査児童 指導員 主任児童 指導員 主査職業 指導員 主任職業 指導員 主査生活 指導員 主任生活 指導員 主査児童 自立支援 専門員 主任児童 自立支援 専門員	主査相談 調査員 主査児童 心理司 主査心理 判定員 主査児童 指導員 主査職業 指導員 主査生活 指導員 主査児童 自立支援 専門員						
				主査技術 指導員 主任技術 指導員	上席技術 指導員 主査技術 指導員	専門幹技 術指導員 上席技術 指導員	首席技術 指導員				
				上席農業 普及員 上席林業 普及指導員	上席農業 普及員 上席林業 普及指導員	専門幹農 業普及員 専門幹林 業普及指 導員	首席技術 指導員 首席林業 普及指導員				

區 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
						導員 專門幹水 產業普及 指導員 專門幹航 海士 專門幹機 關士 專門幹通 信士 上席農業 普及員 上席林業普 及指導員 上席水產 業普及指 導員 上席航海士 上席機關士 上席通信士 主查農業 普及員 主任農業 普及員 主查林業普 及指導員 主任林業普 及指導員 主查水產 業普及指 導員 主任水產 業普及指 導員 主查航海士 主任航海士 主查機關士 主任機關士 主查通信士 主任通信士	上席水產 業普及指 導員 上席航海士 上席機關士 上席通信士 主查農業 普及員 主任農業 普及員 主查林業普 及指導員 主任林業普 及指導員 主查水產 業普及指 導員 主任水產 業普及指 導員 主查航海士 主任航海士 主查機關士 主任機關士 主查通信士 主任通信士	首席水產 業普及指 導員				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主査建築 専門員	上席建築 専門員 主査建築 専門員	専門幹建 築員 上席建築 専門員					
議会の 事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任幹 主査	担当課長 専門幹 主任主査 副主任幹	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	
教育委 員会の 事務局 等	本庁				文化財専 門員(主任 相当、主査 相当) 主査 主任 主任行政 専門員	上席文化 財専門員 主任主査 副主任幹 技術副幹 文化財専 門員(主査 相当) 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 上席文化 財専門員 専門幹 技術専門 幹 主任主査 副主任幹 技術副幹 主任主査行 政専門員	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 服務管理 監 課長 主幹 技術主幹 企画指導 監 技術企画 指導監 コーディネ ーター	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 服務管理 監 課長	教育次長 首席服務 管理監 室長 参事	教育局長	
	出先 機関	教育事務 所			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任幹 主査 主査行政 専門員	企画総務 課長 専門幹 主任主査 副主任幹 主任主査 行政専門 員	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。) 主幹	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。)	所長(盛岡 に限る。)		
	教育 機関	総合教育 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任幹 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主任幹 主任主査 行政専門 員	特命参事 総務部長 主幹	特命参事 総務部長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	生涯学習 推進セン ター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	総務部長 専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	主幹				
	図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	副館長 主幹	副館長			
	博物館								館長		
	美術館								館長		
	埋蔵文化 財センタ ー			文化財専 門員(主任 相当、主査 相当)	上席文化 財専門員 文化財専 門員(主査 相当)	上席文化 財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
	県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通言士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通言士 主査行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。) 船長 専門幹 専門幹航 海士 専門幹機 関士 漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主任主査 行政専門 員	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、南昌み らい、杜陵、 盛岡農業、 盛岡工業、 盛岡商業、 黒沢尻工 業、水沢、 一関第一、 大船渡、釜 石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。) 主幹	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、南昌み らい、杜陵、 盛岡農業、 盛岡工業、 盛岡商業、 黒沢尻工 業、水沢、 一関第一、 大船渡、釜 石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		市町村立 小中学校 及び義務 教育学校			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 専門幹 主任主査 主任主査 行政専門 員	主幹				
					主任主事 主任技師							
警察	本 部 等	本部			係長 主査 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長 上席航空 隊整備士 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 上席航空 隊整備士	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 営繕・設備 調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 デジタル 技術企画 調査官 デジタル 技術開発 調査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 営繕・設備 調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 デジタル 技術企画 調査官 デジタル 技術開発 調査官 情報管理調 査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警 察 署				係長 主査 主査航海士 主査機関士	課長 船長 機関長 上席航海士 上席機関士 係長 主査航海士 主査機関士	課長 船長 機関長 上席航海士 上席機関士					
				主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹				
選挙管理委員会の事務局				主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
監査委員の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査行政専門員	総括課長 主幹 企画指導監 コーディネーター	総括課長	事務局長 参事		
人事委員会の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	担当課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査行政専門員	総括課長 主幹 企画指導監 コーディネーター	総括課長	事務局長 参事		
労働委員会の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査行政専門員	総括課長 主幹 企画指導監 コーディネーター	総括課長	事務局長 参事		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
収用委員会 の事務局				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	事務局長	事務局長	参事		
海漁業調整 委員会の事務 局				主査 主任	主任主査 技術副主幹 主査	事務局次長 技術専門幹 主任主査 技術副主幹	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
警察	本部	巡査	巡査（巡査長に限る。）	巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警部 警部補 巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警部 警部補	警視 警部（地域調査官、次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。）	警視（課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、監察官及び安全・安心まちづくり推進室長に限る。）	警視（参事官及び監察課長に限る。）	警視（部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	
	警察学校						警視				警視（校長に限る。）
	警察署						警視 警部（次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。）				警視（署長及び副署長に限る。）

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁			専門幹スポーツ振興員 主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員
	出先機関	産業技術短期大学校	講師 技術指導員	専門幹講師 専門幹技術指導員 主査講師 主査技術指導員 主任講師 主任技術指導員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	専門幹講師 主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席経営指導主事 首席社会教育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育主事	所長 首席社会教育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財セン		社会教育主事			

区		分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		ター			社会教育主事補			
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭		副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舎指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舎指導員				
警察	本部等	警察学校					副校長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		専門幹スポーツ振興員 主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
	中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長	
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務部局	本庁		2級から5級までの欄に掲げる職以外の職	主任専門学芸員 専門学芸員	専門幹学芸員 上席専門学芸員 主任専門学芸員			
	出先機関	先端科学技術研究センター						
		環境保健研究センター				部長	副所長	
		生物学研究所						
		農業研究センター				室長 県北農業研究所次長	部長 県北農業研究所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長
		林業技術センター				部長	副所長	所長
		水産技術センター				部長	副所長	所長
		内水面水産技術センター						所長
					技術企画指導監 コーディネーター			
		専門職員		主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	専門幹研究員 上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員		
教育委員会の事務局等	本庁			主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員			
	教育機関	博物館		主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員		
		美術館		主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員		
警察	本部	刑事部科学捜査研究所		主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官		

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

- 2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁			医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	企画理事 部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長
	広域振興局						
	出先機関	環境保健研究センター				首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所			課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
		福祉総合相談センター			医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
		精神保健福祉センター			医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師	主査心理相談専門員	主査心理相談専門員	専門幹心理相談員	技術特命参事	技術参事		
		臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 学校栄養職員	獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士	主任心理相談専門員 心理相談専門員	主任心理相談専門員	上席心理相談専門員 主査心理相談専門員		技術特命参事		
	広域振興局		学校栄養職員 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	栄養士 学校栄養職員 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	技術特命参事 保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)	技術参事 技術特命参事 保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)	
			出先機関	食肉衛生検査所	心理相談専門員			課長	所長 副所長	所長 副所長
				保健所				課長	次長	次長
				福祉総合相談センター						
				精神保健福祉センター						
	家畜保健衛生所						課長 次長	所長(中央を除く。) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)	
			主査	主査		特命課長 主任主査 主査	技術特命参事	技術参事 技術特命参事		
								技術主幹 技術企画 指導監 コーディネーター		
	専門職員						専門幹薬剤師 専門幹獣医師 専門幹診療放射線技師 専門幹臨床検査技師 専門幹管理栄養士 専門幹衛生検査技師 専門幹理学療法士 専門幹言語聴覚士 上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放			

区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
						射線技師 上席臨床検査技師 上席管理栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士 主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査管理栄養士 主任管理栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士		

					主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査言語聴覚士		
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士			
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員			

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)
 別表第1 (第2条関係)

(令和8年4月1日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 部 長 会 計 管 理 者 I L C 推 進 局 長 出 納 局 長	理 事 室 技 監 副 部 長 副 局 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ り さ と 振 興 監 首 席 少 子 化 対 策 監 首 席 I L C 推 進 監 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 ま ち つ づ くり 担 当 技 監	室 長 参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (政 策 企 画 課 、 人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る 。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 総 括 危 機 管 理 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事 技 術 特 命 参 事	調 査 監 儀 典 調 整 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ り さ と 振 興 監 少 子 化 対 策 監 I L C 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長 副 局 長 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る 。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る 。) 農 政 部 長 林 務 部 長 (盛 岡 に 限 る 。) 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る 。) 土 木 部 長	保 健 福 祉 環 境 部 長 (盛 岡 及 び 県 南 を 除 く 。) 農 林 部 長 林 務 部 長 (盛 岡 を 除 く 。) 水 産 部 長 (県 北 に 限 る 。) 審 査 指 導 監 (盛 岡 に 限 る 。) 特 命 参 事 技 術 特 命 参 事 復 興 推 進 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る 。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る 。) 管 理 用 地 室 長	審 査 指 導 監 (盛 岡 を 除 く 。) 経 営 企 画 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く 。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る 。) 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く 。) に 限 る 。) 納 税 課 長 (盛 岡 に 限 る 。) 課 税 課 長 (盛 岡 に 限 る 。) 環 境 衛 生 課 長 (盛 岡 に 限 る 。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長		

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				道路都市室長 流域治水室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	(盛岡に限る。) 水産調整課長 副 部 長 用地課長(盛岡及び花巻土木センターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 東日本大震災津波伝承館副館長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長	先端科学技術研究センター所長 食肉衛生検査所長 保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長 産業技術短期大学学校副校長 家畜保健衛生所長(中央に限る。) 農業研究センター畜産研究所長 参事 技術参事	県税センター所長 東京事務所の部長 東日本大震災津波伝承館総務課長 消防学校長 食肉衛生検査所副所長 環境保健研究センター副所長 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学学校事務局長 産業技術短期大学学校教育部長 高等技術専門校長	県税センター管理課長 法人課税課長 保健所次長(奥州に限る。) 緊急支援課長 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業大学学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長(中央に限る。) 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長 特命参事 技術特命参事		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員会の事務局等	本庁	教育局長	教育次長 首席服務管理監	室長 参事 総括課長(教職員課に限る。)	総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 特命参事	服務管理監 課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長(盛岡に限る。)		教育事務所長 教育事務所企画総務課長(盛岡に限る。)	教育事務所教務課長(盛岡に限る。)	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長 博物館長 美術館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長 特命参事	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長	副校長

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。)	教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長(南昌みらい、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。)
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官(首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	参事官 参事 課長(監察課長に限る。)	課長 監察官 科学捜査研究所長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長(検視である検視官室長に限る。)	公安委員会補佐室長 取調べ監督室長 警務調査官 企画室長 人事調査官 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設整備室長 営繕・設備調査官 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 デジタル技術企画調査官 デジタル技術開発調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 地域実務指導室長 地域調査官 人身安全対策官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策官 刑事指導官 機動捜査隊長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 匿名・流動型犯罪対策室長 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長 警衛警護対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙管理委員会					書記長		
監査委員の事務局			事務局長	参事	総括課長		
人事委員の事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働委員の事務局			事務局長	参事	総括課長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
収 用 委 員 の 事 務 局				参事	事務局長		
海 区 漁 業 調 整 委 員 の 事 務 局					事務局長		

- 備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(令和8年4月1日現在)

給料表	職 務	昇格前	昇 格 後	要 件
行政職	総 括 課 長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主 査	3～ 3-41(12)	4～ 4～	役職5年以上 役職2年以上
	主 事 ・ 技 師 (任命権者通知)	1～	2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警 部	4-45(12)	5～	在職3年以上
	警 部 補	4-65(12)	5～	在職7年以上
	巡 査 部 長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡 査 長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技 師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所 長 ・ 副 所 長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課 長 ・ 主 幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～	5～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
		4-29(12)	5～	
		3～ 3-33(12)	4～ 4～	
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上	
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～	5～	在級1年以上 役職2年以上
		3～ 3-45(12)	4～ 4～	
		3～ 3-45(12)	4～ 4～	
	主任保健師等	3～ 3-45(12)	4～ 4～	役職2年以上
保健師・看護師	2～	3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上	
	准 看 護 師	1～	2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(令和8年4月1日現在))

組	織	職	員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)	
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 ILC推進局長 出納局長 理事 技監 統括企画指導監 統括技術企画指導監 副部長 副局長 担 当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席少子化対策 監 首席ILC推進監 首席企画指導監 首席技術企画指導監 総 括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 医師支援推進監 競馬改革推進監 会計指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与 又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 秘書課の特命課長 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 職員育成課長 給与人事 担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算 担当課長 財政課の特命課長 経営推進担当課長 行財政企画担当 課長 管財課の管理担当課長 県庁舎再整備担当課長 管財課の特 命課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等 又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務 を担当する者に限る。) 政策企画部の主任主査及び主査(調査に 関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査 (秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査 (法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の主任主査及 び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事 務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又 は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 行政経営推進課 の主任主査及び主査(行政経営又は行財政改革に関する事務を担当 する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する 事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長	
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長	
	県税センター	所長	
	東京事務所	所長 部長	
	東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長	
	消防学校	校長	
	先端科学技術研究センター	所長 副所長	
	食肉衛生検査所	所長	
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長	
	県民生活センター	所長	
	保健所	所長 副所長 次長	
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長	
	児童相談所	所長 総務保護課長	
	高等看護学院	学院長 事務長	
	精神保健福祉センター	所長	
	杜陵学園	園長	
	大阪事務所	所長	
	名古屋事務所	所長	
	福岡事務所	所長	
	産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
	高等技術専門学校	校長	
	病害虫防除所	所長	
	家畜保健衛生所	所長	
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長	
生物工学研究所	所長		

組	織	職	員	
	農業研究センター	所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長		
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長		
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長		
	内水面水産技術センター	所長		
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長		
	農業改良普及センター	所長 普及サブセンター所長		
	北上川上流流域下水道事務所	所長 経営総務課長		
	花巻空港事務所	所長		
教育委員会 の 事務局 等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 室長 総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
	教育機 関	総合教育センター	所長 総務部長	
		生涯学習推進センター	所長	
		図書館	館長 副館長	
		博物館	館長	
		美術館	館長	
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長	
高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長			
特別支援学校	校長 副校長 事務長			
選挙管理委員会事務局	書記長			
監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）			
人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 特命課長 主任主査 主査 主任主事（公平審査を担当する者に限る。）			
労働委員会事務局	事務局長 総括課長 特命課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）			
収用委員会事務局	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	事務局長			

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(令和7年5月9日公布))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長	
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 所長 総務課の係長(人事、給与、サービス又は職員団体の事務を担当する者に限る。) 法制執務課の係長 財政課の財政係長 契約管財課の係長(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書課の秘書係長	
		福祉事務所	所長
		総合事務所	所長
		保育所	所長
		診療所	所長 事務長
		歯科診療所	所長 事務長
		保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
	北上山地民俗資料館	館長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

2 大船渡市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長	
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 局長 室長 課長 所長 次長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長	
		福祉事務所	所長
		三陸支所	支所長
		診療所	所長
		歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
	学校給食センター	所長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

3 花巻市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 課長	
市長の事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センター及びこども家庭センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。)及び秘書係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長 法務専門監 財務専門監 ICT政策推進監 産業団地整備推進監	
		総合支所	支所長 課長
		清掃センター	所長
		保健センター	所長
		事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐(人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。)
教育委員会の事務局等	博物館	副館長	
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
	学校給食センター	所長(花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 技監 課長 所長 政策企画課の課長補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報管理係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の主幹、課長補佐及び管財係長 子育て支援課の保育指導副主幹 こども家庭センターの主幹
	保育園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及び総務係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	学校給食センター	所長
	中央図書館	館長
	博物館	館長
	鬼の館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

5 久慈市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及びこども家庭センターの所長に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 技監 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

6 遠野市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	市民センター	所長 課長 室長
	支所	支所長
	診療所	所長
	教育委員会の事務局等	事務局
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長 職員課の課長補佐、人事研修係長及び給与厚生係長
	支所	支所長 支所次長 課長 技術担当課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長

組 織		職 員
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、洪民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、小梨保育園、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。）
	認定こども園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 参事 副参事 課長 推進監 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主
	小学校及び中学校	校長 副校長
	図書館	館長（一関図書館の館長に限る。）
	博物館	次長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	理事 参事 部長 局長 次長 課長 室長 会計管理者 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総合政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 総務課の課長補佐、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長 次長
市長の事務部局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 総合政策課の秘書係長 総務課の給与厚生係長、行政係長及び人事係長 財政課の財産管理係長及び財政係
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	健康福祉支援センター	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画課の教育企画係長及び学校教育主査
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 事務局次長	
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 課長 未来羅針盤課の秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）	
		総合支所	総合支所長 副支所長 グループ長
		福祉事務所	所長
	認定こども園	園長	
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐	
	支所	支所長	
小学校及び中学校		校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局		事務局長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
		教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐、副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、参事、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
		診療所
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の課長補佐及び主査（人事、給与又は法規審査の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐及び主査（予算の事務を担当する者に限る。）
		名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	保育所	園長
小学校及び中学校		校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 所長
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長（こども家庭センター及び施設維持センターの所長に限る。） 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の副課長及び財産管理係長
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 出納室長 総務課の課長補佐及び係長（人事、給与、服務及び職員団体の事務を担当する者に限る。）
	事務局	課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 主幹 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ケ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
認定こども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）	
農業委員会の事務局		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 参事 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	義務教育学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局		事務局長

24 山田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長

25 岩泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
	認定こども園	園長（いわずみこども園に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	保健センター	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長
	認定こども園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 主幹（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局		会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 室長 主幹 総務課の課長補佐
	事務局	教育部長 課長 室長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織	職 員
管理者の事務局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務局	事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 技監 事務局次長 所長

7 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

8 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

9 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

10 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

11 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

12 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

13 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 所長

14 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

15 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

16 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

(6) 登録職員団体一覧

令和8年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41.10.12	岩手県教職員組合	有	佐藤 工	2,494
2	S41.10.11	岩手県高等学校教職員組合	有	村上 智加子	2,534
3	S41.10.11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	神久保 貴幸	39
4	S41.10.11	岩手県立学校事務職員組合	有	水野 鉄也	44
11	S41.10.29	矢巾町職員労働組合	有	立花 敦志	142
14	S41.12.14	滝沢市職員組合	有	浅沼 忍	206
15	S41.12.15	岩手県職員労働組合	有	小田嶋 智昭	1,614
16	S41.12.15	紫波町職員労働組合	有	菅原 雅輝	91
19	S42.1.24	大船渡市役所職員組合		佐藤 淳	324
20	S42.2.10	陸前高田市職員労働組合	有	佐々木 武晴	83
23	S41.10.8	金ヶ崎町職員労働組合		亀井 淳	153
35	S45.2.24	田野畑村職員組合		角舘 尚	9
36	S45.5.6	軽米町役場職員労働組合	有	鶴飼 義信	94
41	S46.2.9	普代村職員組合		森田 陽	39
42	S48.5.8	住田町職員組合		紺野 憲	84
44	S54.7.4	岩手県競馬組合職員組合		横澤 智幸	17
45	S55.7.23	宮古地区広域行政職員労働組合		盛合 龍司	12
48	H3.12.19	北上市職員労働組合		千葉 猛	517
51	H12.9.22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		馬場 隆	20
54	H17.8.8	宮古市職員労働組合		大須賀 健	433
55	H17.11.25	遠野市職員労働組合		千田 和幸	170
56	H17.12.22	一関市職員労働組合	有	熊谷 公彦	668
57	H18.3.3	自治労奥州市職員労働組合		菅野 進	200
58	H18.3.3	自治労西和賀町職員労働組合		高橋 茂和	38
59	H18.5.9	自治労連西和賀町職員組合		藤原 伸	71
60	H18.6.20	奥州市職員労働組合	有	後藤 仁一	468
61	H19.3.14	久慈市職員労働組合		馬内 悟	184
62	H19.3.27	二戸市職員労働組合		小坂 修策	112
63	H20.8.28	八幡平市職員組合	有	松村 利紀	168
64	H21.3.12	平泉町職員組合		千葉 武裕	111
65	H23.3.16	自治労八幡平市職員労働組合		西田 光吉	57
66	H24.3.19	花巻市職員労働組合	有	高橋 宏和	606
67	R6.9.27	IRIS岩手		加藤 豊裕	5
計		33団体			

(7) 号別区分表

(令和8年3月16日付け人委職第211号 岩手県人事委員会委員長通知(令和8年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	東日本大震災津波伝承館 消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[63] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[15] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	103
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及び整備事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 県税センター 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員会事務局 警察本部(鉄道警察隊、機動捜査隊及び警察航空隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			179

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	流域下水道事務所	1
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○平泉世界遺産ガイドランスセンター ○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			89

注1 []内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務受託状況一覧

(令和8年4月1日現在)

区分	受託市町村等		公平委員会	
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	13	盛岡市	1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15		
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4		
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	18	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 盛岡広域環境組合	3
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3		
計	13市 15町 4村 18一部事務組合 3広域連合	53	1市 3組合	4